

33. 令和7年度10月以降、鼓阪小学校保護者に実施した説明会の開催日時、質疑概要がわかるものを含む資料

教育部 教育政策課 教育総務課

新小学校開校に伴う通学に関する説明会（令和7年10月10日） 教育委員会からの説明及び説明会で出された質問への回答

スクールバスの運行について説明（教育総務課）

■登下校時の児童の送迎について

- ・10人乗り程度の小回りの利くミニバン車3台を用いて、登下校とも3ルートを2巡することを想定。
- ・送迎の対象は、片道1.8km以上の通学距離の児童。
スクールバスの乗車対象は、原則片道2kmが基準であるが、鼓阪地区では、第2号市営住宅のように、同じエリア内で手前の棟（1.8km）と奥の棟（2km）で距離が異なる場所があるため、送迎の対象児童を片道1.8km以上とし柔軟に対応していく。

■ダイヤについて（登校時）

- （東ルート）
- 【対象】 県道木津横田線（第754号線）よりも東側、主に第2号市営住宅に住む児童
 - 【乗降場所】 第2号市営住宅の集会所前
 - 【出発／到着時刻】 第1便：7時30分発／7時45分着 第2便：8時00分発／8時20分着
 - 【ルート】 県道木津横田線のセブンイレブン奈良般若寺町店前を通り抜け、そのまま北上。奈良街道との合流地点のもう一つ北側の交差点を左折。西側に向かいながら、ロードアリーナのある県道奈良加茂線を経由し、県道奈良加茂線のもう一本東側の市道北部第7号線を南下。消防署の前を通過して一条通に合流し、新小学校に到着。学校に児童を降ろした後、バスは一条通から第2号市営住宅集会所に戻る。

- （西ルート）
- 【対象】 県道木津横田線よりも西側、東之阪町や般若寺町に住む児童
 - 【乗降場所】 東之阪児童館前
 - 【出発／到着時刻】 第1便：7時30分発／7時45分着 第2便：8時00分発／8時20分着
 - 【ルート】 県道木津横田線の1本西側の奈良街道、市道第131号線を北上。県道木津横田線に合流し、以降は東ルートと同じルートを通る。東ルートと同様に一条通を経由し児童館に戻る。

- （第3ルート）
- 【対象】 東大寺付近の雑司町や第2号市営住宅よりも東側の川上町、水門町などに住む児童
 - 【乗降場所】 （第1便） 焼門から東に進んだ先の東大寺の駐車場付近 （第2便） 三笠霊園の入り口付近
 - 【出発／到着時刻】 第1便：7時30分発／7時40分着 第2便：7時55分発／8時20分着
 - 【ルート】 第1便は焼門から、市道北部第451号線（奈良女子大学の北側）を西に進み、大仏鉄道公園の交差点を経由して学校へ到着。バスは一条通から戻り、2か所目の乗降場所となる三笠霊園の入り口付近に向かう。第2便は三笠霊園の入り口を出発し、柳生街道まで北上、セブンイレブン奈良般若寺町店を通過して県道木津横田線に合流し、以降は東ルートと同様の経路で学校に到着。

※乗車児童数や交通状況により、各ルートともに運行経路、運行時刻が変更になる可能性もある。

■ダイヤについて（下校時）

- ・基本的に登校時と同様のルートと乗降場所で運行予定。
- ・下校時間帯ごとに、学校から乗降場所に返ってくることを想定。（低学年用、高学年用の2便3ルート運行予定）
- ・バンピーホームを利用し、17時までに下校する児童を対象に、バンピー下校便を運行予定。遅めの運行時間となるので、通学距離に関わらず鼓阪小学校区に居住しバンピーホームを利用する全児童を対象に、16時50分頃に新小学校を出発し、17時頃に鼓阪小学校に到着する便を想定。

■スクールバス運行までのスケジュール案について

- ・令和9年度の運行開始に向け、令和8年度にワゴン車両や運転手の確保、テスト走行を行う必要があるため、令和7年度に運行に必要な予算を確保する。
- ・令和8年度は、車両の入札等の準備を進めながら、令和9年度の新入学生の入学前検診の時期（10月頃）に、対象となる児童にスクールバスの利用の希望調査を実施し、2月中までに運行開始の準備を整えるとともに、乗車児童の確定や乗車時のルールの策定などを行い、3月中のテスト運行を経て、再度調整のうえ4月からの運行開始に向け進めていく。

令和7年9月12日鼓阪小PTA役員会で出された質問への回答（教育総務課）

Q1. 児童がバスに乗車したことを確認する乗車通知や欠席時の運転手への連絡手段の導入を検討してもらえないか

→鼓阪地区の主要道路では、観光シーズンなど、朝早くから交通渋滞が発生するため、各家庭がスクールバスの運行状況や乗車確認ができるシステム導入の検討を進めている。

Q2. 出発地は東之阪児童館前と市営住宅であるが、途中で停留所を設けて乗車できないか

→スクールバスの乗降場所は児童の安全を最優先に考えて選定している。経路上で、安全に乗降できる場所があれば、設置を検討したい。ただし、停留所を増設し乗車にかかる時間が増えることに伴い、出発時刻が早まる可能性もあるため、停留所の増設については総合的に判断していきたいと考えている。

Q3. 運行経路の消防署佐保分署付近や柳生からの合流地点がすごく混む。また、雨天時や行楽シーズンなど通行量が増えるが、時間管理は大丈夫か

→（このご質問を受けた後）教育委員会で再度経路を実走した。第1便の時間帯について、前回と同様に問題なく運行できたが、第2便の時間帯は、確かに佐保消防署分署前から、県道奈良加茂線南側交差点までのところに渋滞が発生し、日によっては到着時間が予定している時刻より遅れることがあった。また、ロートアリーナ前を通る方が、今考えているドリームランド西側道路より早く到着する日もあった。そういったことから、今後は様々な箇所に変化する交通状況に応じ、運行経路の検討を行い、予定通りに到着できるよう調整してまいりたい。

Q4. 2便目の出発時間に間に合わせるため、1便目の復路ルートの見直しが必要ではないか

→今のところ登校ルート、下校ルートは同様のルートを使うことを想定しているが、登校便の第1便は午前7時30分頃、第2便は午前8時頃を予定しており、第2便の運行に時間を要する経路があるため、第1便の復路の見直しを行う。（一条通りを通るルートに変更）

Q5. 第1便・第2便を均等にして乗車する想定だが、保護者が希望する時間帯と適切にマッチングできるのか、第2便の乗車希望者が増えるのではないか

→授業準備に時間がかかる低学年の児童については、第1便の乗車と考えている。兄弟で同じ便を希望されることや、家庭の事情により希望時間は様々であると考えているので、保護者の希望を確認し、経路ごとに調整を進めていきたいと考えている。

Q6. 児童の乗車確認は運転手1人とするのか

→スクールバスの乗降確認は、名簿等を用いて運転手1人で行う。

Q7. 指定校変更している児童もスクールバスに乗れるのか

→留守家庭等で指定変更された方については原則として乗車できない。ただし、下校便で乗車可能な場合もあるため、ご相談いただければ検討する。

◇質問と回答

スクールバス・運転手について	回答
スクールバスの運転手は飲酒検査や健康検査をしてから乗ることになるのか。さくら連絡網等で検査の結果を知らせてくれるのか。	乗車前検査は法律で義務付けられており、運転手の健康状態（疲労、睡眠不足、体調不良がないか）、酒気帯びの有無など、必ず検査を行い、クリアできなかった者には、運転はさせない。そのため、日々の検査結果をさくら連絡網等では知らせないが、運行している時は検査をクリアしていると認識していただきたい。
何かあったときのためにスクールバスに運転手以外に先生が乗るといったことはできないのか。	スクールバスに教職員は乗車しないが、運転手と学校、教育委員会で緊急連絡体制をしっかりと整えていく。また、緊急時を想定した研修もしっかりと実施する。
スクールバスについて、第1便、第2便で乗る児童を事前に決めておくということだが、点呼はするのか。	これまで本市で運行しているスクールバスでは、各便ごとに名簿等を作成し、乗車児童の確認を行っていたが、乗車したかどうかの確認のため、運行確認や乗車確認のシステムの導入を検討している。
なぜスクールバスの台数を増やすことは出来ないのか。	10人乗りのワゴンタイプを入庫できない状況が続いている。受注停止の期間が長く、申込はしているが、入庫の順番が回ってくるまで時間がかかる。第1便と第2便を別の車両で運行する場合は計6台必要になる。入庫が難しい状況で6台確保することは難しく、今のところ台数を増やす予定はない。

<p>スクールバスは入荷しづらいとのことだが、特別な仕様なのか。普通のマイクロバス10人乗りとは違うのか。</p>	<p>特別な仕様ではなく、ハイエース等の10人乗りで普通の仕様を考えている。10人乗りのタイプにした理由としては、次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3ルートエリアで児童に乗車していただくため。 ・マイクロバスは、大型免許等を持っていないと運行できず、大型免許をお持ちの方が人手不足であるため。 ・10人乗りのタイプなら、普通自動車免許で運転可能であり、人員確保が見込めるため。
<p>運転手は3人と考えているのか。運転手が体調を崩したりすると代行運転になると思うが、普段と違う人が運転したときに事故が起こりやすいのではないのか。</p>	<p>スクールバス運行については、車両3台で運行する計画である。運転手の体調不良等に影響されずに安定した運行ができるよう運転手を確保するとともに、担当業務に偏りが生じないよう検討していく。</p>
<p>車両や運転手はもう決まっているのか。</p>	<p>車両と運転手は別々に確保することになる。車両については購入ではなくリースを想定しており、令和8年6月頃に入札を行う予定になっている。運転手については、人員の確保とバスの運行業務を円滑に進めるため、運転手の雇用形態について、外部の事業者へ運行自体を委託する形が良いのか、市が職員として雇用する方が良いのかを検討し、決定する。</p>
<p>児童が乗車中とわかる方が、安全に気をつけてもらえたり他の人たちが意識すると思うが、車両にはスクールバスであることを表示して走るのか。</p>	<p>スクールバスは、周囲のドライバーや歩行者に、児童が乗降していることや、乗降場所で停車する可能性があることを明確に知らせるため、車体にスクールバスである旨を明確に示すステッカーなどの表示をして運行する。</p>

運行について	回答
<p>スクールバスの運行の提案をする際には、様々な想定をして提案いただいていると思う。保護者からスクールバスを運行するうえでの問題点を洗い出すことは難しいと思うので、市の方から想定される問題点、それに対する解決策を提示していただきたい。</p>	<p>奈良市内の他の市立学校でもスクールバスを運行しており、そのノウハウをもってスクールバスの運行案を提示させていただいている。今回想定されるものとしては、乗車確認の問題、運行経路の問題等があるが、保護者の皆様からのご意見等を伺いながら、それに対応する解決策を検討していきたいと考えている。</p>
<p>バンビーホームの下校便について、児童の安全を考えたときには鼓阪小学校の前で17時にさようならではなくて、3ルートの停車場を順番に回っていくなどの方がいいのではないのか。</p>	<p>バンビーホーム利用者と調整し、児童が安全に下校できるよう検討していく。</p>
<p>夏休み等長期休み期間中はバンビーホームの児童を対象としたスクールバスの運行はあるのか。</p>	<p>夏休み等長期休みの間はスクールバスの運行はない。バンビーホームに通う児童のためだけに運行する専用送迎車を用意するのは難しい。</p>
<p>同じ運転手が第1便、第2便を担当するということが、第1便の時に事故があった場合、第2便も必ず遅れるということになるのか。違う人にしてもらった方が第1便に事故があったとしても、第2便が間に合わないというケースを減らせるんじゃないかと思う。</p>	<p>スクールバスは3台借り上げて運行させていただこうと思っている。第1便と第2便を別の車両でとなると、車両を6台用意しなければいけなくなるため、その対応は難しい。事故により遅延が見込まれる場合には、学校からさくら連絡網などを通じて保護者に連絡する等の対応を想定している。</p>
<p>下校時について、第1便が全部15時出発で、第2便が全部16時出発となっている。第1便はおそらく5時間目が終わった時間だと思うが、鼓阪の場合は14時30分下校だと思う。30分ぐらいは集合等に時間がかかるということか。バスの中で子供たちが待つのか。</p>	<p>大体15時頃の終業が多いと聞いていたので、一旦15時という案をさせていただいている。新しい学校で、低学年が14時30分終業校時であれば、それに合わせて出発時間を調整する。新しい学校の下校時間に合わせて、子どもたちが準備してスクールバスに乗れる時間を考慮し、出発時間を決めていく。</p>
<p>登校便の第1便の学校着が7時40分とか7時45分だが、先生はいらっしゃるのか。人が少ないのは心配だと思う。</p>	<p>現在の佐保小学校では7時55分から、鼓阪小学校では8時00分からは登校時間となっており、第1便の到着時刻は登校時間外となる。新しい学校の校時や指定する登校時間は今後決定していくが、スクールバスの到着時刻が登校時間外となることも十分想定されるため、児童が到着してから登校時間までの間についての対応は、児童の安全面を考慮し今後検討していく。</p>
<p>Googleマップ等で調べて、学校から自宅までの距離が1.8kmあればスクールバス通学の対象と思ってよいか。</p>	<p>希望調査を行う際に申請書を提出していただき、教育委員会で距離の確認を行い、対象者の決定を行う。</p>

<p>学校に送り届けてもらった際、しばらくは工事中で危険だと思うが、子どもたちはどこで降りるのか。 (合同庁舎で降りるのなら)学校まで行くのに信号を渡らないといけないが、先生たちは見守ってくれるのか。</p>	<p>令和9年4月の開校時は校舎が完成しており、正門あたりも工事が終わっているため、バスは入って来られる状況ではあるが、4月に開校したばかりの時に、子どももバスも入り乱れての登校は危険であると考えているため、しばらくは学校敷地外での降車を考えている。たとえば、リガーレ春日野横の県合同庁舎で降車して学校まで歩いてもらうことを考えている。合同庁舎から学校までの道には現在も見守りの方が立っていただいている。</p>
<p>大仏鉄道記念公園のところは育英に通っている児童生徒も多く、交通量が多いことから、佐保小児童はそれを避けるように一本北か南を通るようにと言われており、通学路にはなっていないはず。そこをスクールバスのルートにすることは問題ないのか。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえて、今後検討していく。</p>

個別ケースについて	回答
<p>停留所に向かっている途中や、児童を乗せている時、もしバスが事故に遭った場合の対応はどのように考えているのか。児童が既に家から出て、停留所で待っている時、児童はどうすればいいか。</p>	<p>スクールバスの運行状況がわかるシステムを搭載しようと考えているため、まだ家におられる場合には、遅延がわかれば停留所に行くのを止めることができる。児童が停留所にいる時に、スクールバスの遅延が判明した場合は、見守りの体制などの対応は必要であるため、何ができるかを考えさせていただきたい。 また、児童を乗せているときに周辺で交通事故があり、学校までの到着が遅れ場合には、運転手から学校に直接連絡をして、学校からさくら連絡網などを通じて保護者に連絡するような緊急連絡の体制も別に作成し対応していく。</p>
<p>警報時の児童の帰り方がどうなるのか知りたい。</p>	<p>警報時は学校から教育委員会に「〇時にスクールバスを出してください」という連絡が入り、学校から保護者にさくら連絡網で「児童は〇時に帰ります」という連絡をした上でスクールバスを運行させる。</p>
<p>警報時、徒歩で帰る子はどうなるのか。今までは先生がついて家の近くまで送ってくださっていたが、新しい学校の先生がついて回るのには厳しいのではないのか。</p>	<p>徒歩で通学している児童は、今まで通り学校から歩いて帰ることになる。教職員の見守りについては、今後調整していくことになる。</p>
<p>第1便に乗車する児童が、その日の体調等で第1便の発車時刻に間に合わず、第2便に乗車したいとなった場合、第2便に乗車することは出来るのか。</p>	<p>第2便目に乗車する児童は予め決まっているため、乗っていただくことはできない。乗車予定の便に乗り遅れた場合は保護者が送っていただくか、公共交通機関を利用していただくことになる。</p>
<p>スクールバスに乗車できず、保護者が送ることも出来ない場合は、歩いて登校させるか、遠い場合は欠席させることになるのか。</p>	<p>スクールバスに乗車できなかった場合は、保護者の送りか公共交通機関の利用、または徒歩での登校となる。</p>
<p>交通渋滞等が原因で、8時30分までに学校に到着できなかった場合は、遅刻扱いになるのか。</p>	<p>交通渋滞等も考慮し、時間や経路は確定させるが、始業までに到着しなかった場合は、自己理由ではないので、学校運営上配慮するが、それぞれの対処方法については、今後学校と検討していく。 児童の学習保障についての対応についても学校と検討していく。</p>
<p>下校の際、各学年の終業時刻の違いにより第2便に児童が偏るようなこともあり得ると思うが、対応は。</p>	<p>例えば、下校便の第2便に児童が集中し、東ルートで9人以上になって、西ルートでは5人程度の場合、東ルートのお子さんを西ルートに乗ってもらい、東之阪児童館と市営住宅集会所の両方回らせていただくことも想定される。</p>

児童館発着のルート対象児童ではないが、あらかじめ、「今日は帰りに児童館に行く予定」と連絡帳に書くなどすれば、対応してもらえるのか。前日に連絡していたとしても、児童館行きが一杯の場合は乗れないのか。	下校時も朝と同じルートの便に乗っていただくことになる。個々に対応することは難しい。
児童がバスに乗っていないことがわかったとして、保護者としてはもちろん探しに行くが、仕事もしているので対応できないときも正直ある。その辺りの対応はどうか。	児童が乗車していない場合の対応は、自宅から停留所までの経路は家庭で指導していただいていると思うので、保護者の方で対応をお願いしたい。そのためにも乗車確認ができるシステム導入を検討している。
バスは所定の場所以外のところでは停まらないのか。遅れた児童が定刻で出発したバスとすれ違ったときに、乗ることはできないのか。	バスの停車は、停留所に指定している安全に乗降できる場合以外では停車しない。
保護者は参観、運動会等行事があると思うが、スクールバス対象児童の保護者も車で行ってはいけないのか。	原則的に行事や参観の際に車で学校へ行くことは認めていない。車の場合は近くのコインパーキングに停めていただくことになる。

通学路について	回答
防犯カメラについて	防犯カメラは、警察と協議し、防犯上必要な場所に順次設置しており、現在市内に580カ所設置している。防犯上の理由から具体的な設置場所は回答できないが、鼓阪小学校地域にも複数台設置済みである。例えば、保護者の方から防犯カメラの設置を要望される場所については、現在の設置状況と比較しながら、設置の可否を検討していきたい。
警察に協力を依頼して見守りをしてもらおうか、地域の方に見守りををお願いすることは可能なのか。三笠霊園の乗降場所について、南向きに入ってくる車も多く、危険だと感じる。	現在も鼓阪校区内の危険な箇所では、警察の方が定期的に見守っていると聞いている。統合再編後の両地域の児童の見守り体制については、「若草中学校区新小学校開校準備委員会」で検討されている。スクールバスの協議の状況は開校準備委員会にも共有していきたいと考えている。その上で、鼓阪地域の見守りについても検討をお願いしていく。三笠霊園の乗降場所についても、地域の方や先生からも警察の方に見守りや取締りをしてもらいたい旨通学路安全点検の際などに言ってくださっていたと認識している。引き続き警察と調整していく。
一条通りについて、鼓阪小学校からやすらぎの道までの間はかなり狭い。そのうえ、登校の時間帯と朝のごみ収集車が通る時間帯が被っている。登校時の安全確保のため、ごみ収集車の時間を変更してもらおう、もしくは迂回してもらおうなど、そういった働きかけはできないか。	環境部に確認したところ、ご指摘の箇所のごみ収集は、月・木曜日に実施している。日によって多少の前後はあるいが、一条通りの法蓮仲町から東側の道路の北側を8時15分-8時30分の間に、道路の南側を9時過ぎに収集するスケジュールとなっている。時間変更については、全体のスケジュールに影響があるため難しい。とのことであった。

その他	回答
現在未就学児の保護者も通学路やスクールバスがどうなるのかとても心配していた。そういった方たちにも本日のような場に参加してもらえるようにした方がいいと思う。	未就学児の保護者の方も含め、ご意見をいただけるように検討する。
令和9年4月の開校予定まで、まだ1年と少しある中で、鼓阪への区域外通学等申請があった場合、断られることはあるのか。統合再編に向けて進めているとの理由で鼓阪には入れないといったことはあるのか。	児童が鼓阪小学校に通学する年度が令和8年度の場合の区域外申請については、統合予定であることを理由に断ることはない。令和8年度の秋以降から令和9年度分の区域外通学の受け付けを開始するが、令和9年度分の申請時に現鼓阪校区を希望された場合は新小学校の校区になり、小学校の場所は現在の佐保小学校になる旨を説明し、受付を行う。

登下校時の児童の送迎について(案)

車両内容

- 送迎車3台を使用し、登下校ともに3経路を2巡運行
- バンビーホーム利用児童の下校時にバンビー下校便を運行

送迎車

- 10人乗り(運転手を含む)の車両を使用
 - ※ 小回りの利くミニバン車など



車両イメージ

送迎対象者

- 通学距離が片道1.8kmを超える児童
 - ※ 東之阪町・般若寺町・川上町・飯守町 など

鼓阪地区では、エリアによっては、道路を挟んで通学距離が2km以上と2km未満の児童が混在する状況にあります。そのため、対象となる距離については、一定柔軟に幅を持たせたいと考えております。例えば、市営住宅2号の場合、手前の棟(1.8km)と奥の棟(2km)で距離が異なりますが、このエリアに住んでいる児童は対象と考えています。

このことから、スクールバスの乗車対象は、原則片道2kmを基本の基準としますが、鼓阪地区の事情を考慮し、その近隣となる片道1.8km以上の児童も視野に入れ、柔軟に対応していきます。

〔公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き〕より抜粋

【通学距離による考え方】

○国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めていることから、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっています。

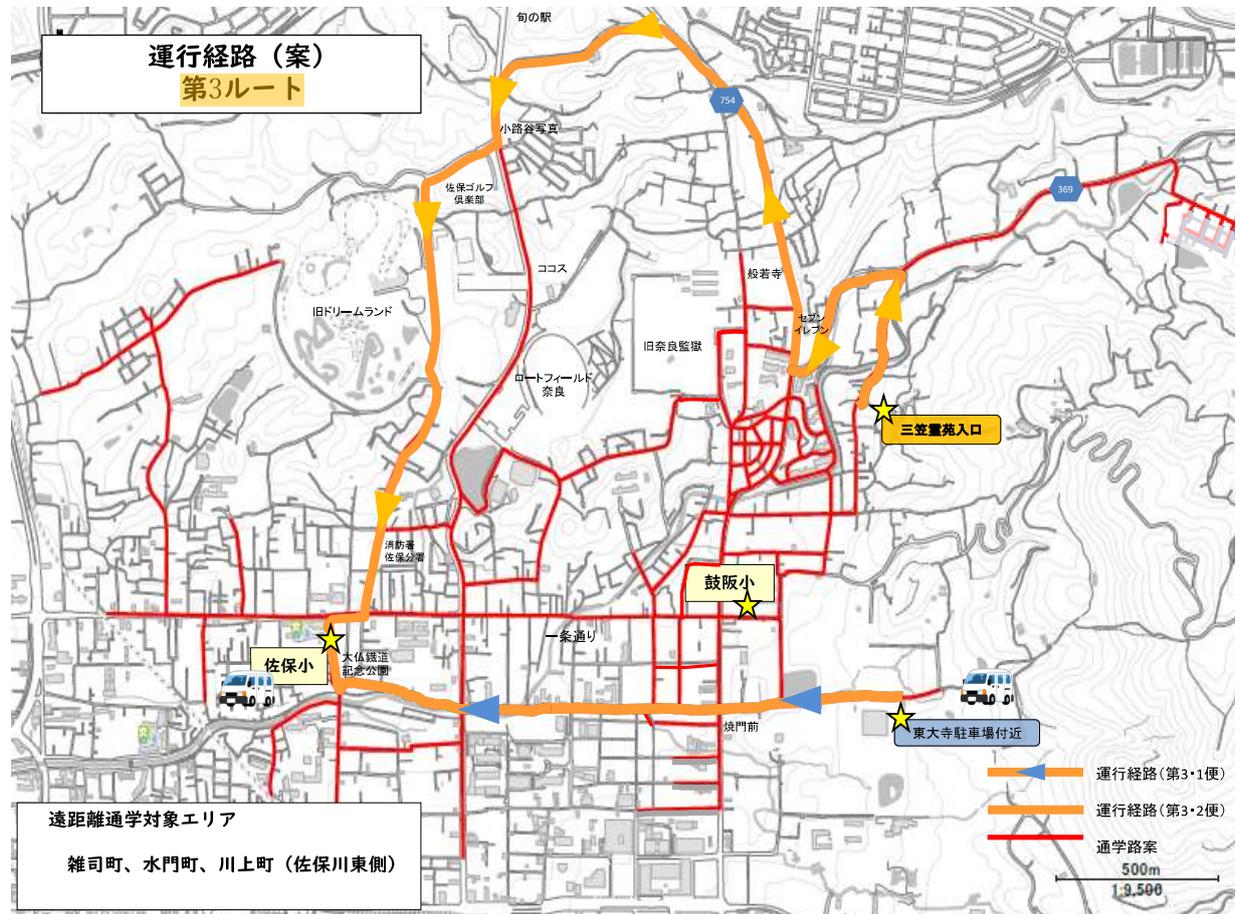
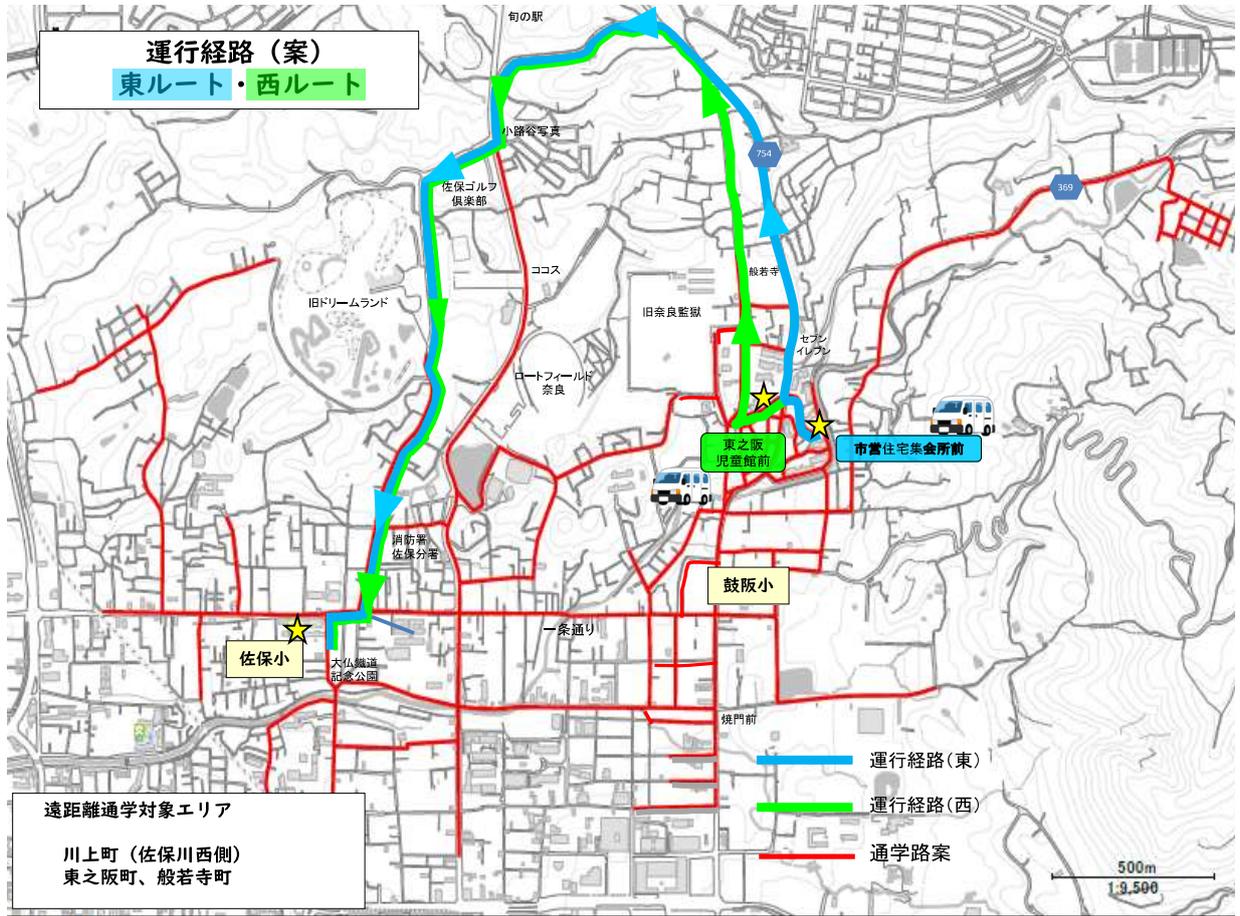
○徒歩や自転車による通学距離の基準を定めている市町村も相当数ありますが、そのほとんどが小学校では4km以内、中学校で6km以内又はそれ以下の距離を基準として定めており、中には、地域の通学路の実態を踏まえ、徒歩と自転車と異なる基準を設けているところもあります。

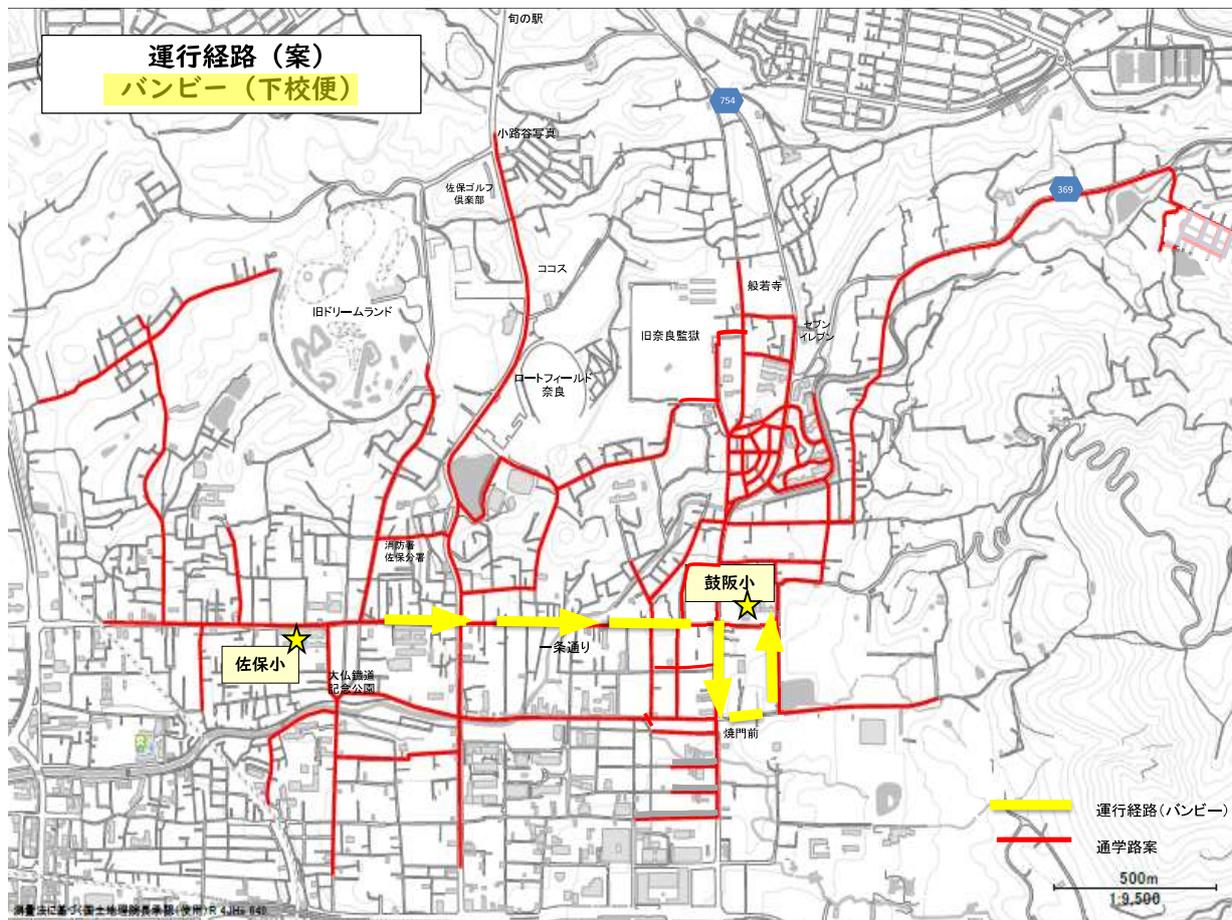
運行ダイヤのイメージ

- 新小学校の校時に合わせて、出発時間は調整します。
- 乗車児童数や道路事情により、運行経路が変更になる可能性があります。

	運行ルート	1便			2便		
		集会所	小学校	集会所	小学校		
登校便	東ルート (市営住宅集会所)	7:30	7:45	8:00	8:20		
	西ルート (東之阪児童館)	7:30	7:45	8:00	8:20		
	第3ルート (東大寺駐車場、三笠霊苑など)	7:30	7:40	7:55	8:20		

	運行ルート	1便(低学年)			2便(高学年)			3便(バンビー)	
		小学校	集会所	小学校	集会所	小学校	集会所		
下校便	東ルート (市営住宅集会所)	15:00	15:15	16:00	16:15				
	西ルート (東之阪児童館)	15:00	15:15	16:00	16:15				
	第3ルート (東大寺駐車場、三笠霊苑など)	15:00	15:15	15:20	16:00	16:15	16:20		
	バンビー (鼓阪小学校)							小学校 16:50	鼓阪小 17:00





スクールバス運行までのスケジュール(案)

令和7年度	3月	スクールバスの必要予算確定
令和8年度	4月	
	5月	スクールバス用車両のリースについて、入札の公告を行う
	6月	入札を実施し業者を決定する
	7月	↓ 車両準備期間
	8月	
	9月	
	10月	対象保護者にスクールバスの利用について調査を行う
	11月	↓ 調整期間
	12月	
	1月	
令和9年度	2月	車両の納車 ダイヤ・乗降場所・乗車人数を決定する
	3月	テスト走行
	4月	新小学校開校 スクールバス運行開始

新小学校開校に伴う通学に関する説明会（令和8年2月13日、20日）
教育委員会からの説明及び説明会で出された質問への回答

スクールバスの運行について説明（教育総務課）

■令和7年10月10日開催の説明会における説明内容の振り返り

- ・10人乗りのミニバン車両3台を用いて2巡運行による送迎を想定。
- ・送迎の対象は、片道1.8km以上の通学距離の児童
- ・運行ルートは、第2号市営住宅在住の児童を主な対象とする東ルート、県道木津横田線西側の東之阪町、般若寺町在住の児童を主な対象とする西ルート、東大寺付近や第2号市営住宅より東側の川上町や飯守町付近在住の児童を対象とする第3ルートの計3ルートを想定。
- ・その他、バンビー便を運行することや、令和9年度に向けてのスケジュール感について説明していた。

■登下校時の送迎について

- ・29人乗りのマイクロバス車両を用いて2ルートを1巡運行する形に計画を変更。
- ・送迎の対象は、片道1.8km以上の通学距離の児童。
(原則2kmが基準であるが、同じ団地で対象が分かれるようなことが無いよう幅を持たせ、1.8km以上としている。)

■ダイヤについて（登校時）

(東ルート)

【対象】 飯守町付近、県道木津横田線（第754号線）

【乗降場所】 飯守町バス停、市営住宅集会所前

【出発／到着時刻】 飯守町バス停：7時40分発 市営住宅集会所前：7時45分着／7時50分発 新小学校：8時10分着

【ルート】 飯守町バス停を出発後、コンビニ手前を左折し市営住宅集会所前へ、集会所の駐車スペースで児童が乗車した後、集会所南側道路から県道木津横田線に合流し、北上の後、奈良街道との合流地点のもう一つ北側の交差点で左折。西側に向かいながら、ロートアリーナのある県道奈良加茂線を経由し、県道奈良加茂線のもう一本東側の市道北部第7号線を南下。消防署の前を通過して一条通りに合流し新小学校に到着する。

(西ルート)

【対象】 雑司町、水門町や、県道木津横田線よりも西側、東之阪町や般若寺町に住む児童、

【乗降場所】 鼓阪小学校、東之阪児童館前

【出発／到着時刻】 鼓阪小学校：7時40分発 東之阪児童館：7時46分着／7時50分発 新小学校：8時10分着

【ルート】 焼門の交差点から県道に合流し、今在家の交差点から奈良街道を北上し東之阪児童館に向かう。児童館で児童が乗車した後、東に向かい県道木津横田線に合流し、以降は東ルートと同じルートを通る。

■ダイヤについて（下校時）

- ・基本的に登校時と同様のルートと乗降場所で運行予定。
- ・下校時間帯ごとに、学校から乗降場所に帰ってくることを想定。（低学年用、高学年用の2便2ルート運行予定）
- ・バンビーホームを利用し、17時までには下校する児童を対象に、バンビー下校便を運行予定。16時50分頃に新小学校を出発し、17時10分頃に鼓阪小学校に到着予定。ただし、対象となる児童の乗降場所に応じてルートや運行時間を調整する予定。

■運行状況の見える化

- ・渋滞による運行の遅延状況や児童の乗車状況の情報共有についてご心配の声をいただいていたことから、GPSを活用したアプリ（スマホと専用アプリを連携）を導入し、保護者が情報を確認できるようにし、利便性を高めたいと考えている。

■スクールバス運行までのスケジュール案について

- ・令和8年度は、車両の入札等の準備を進めながら、令和9年度の新入学生の入学前検診の時期（10月頃）に、対象となる児童にスクールバスの利用の希望調査を実施し、2月中までに運行開始の準備を整えるとともに、乗車児童の確定や乗車時のルールの策定などを行い、3月中のテスト運行を経て、再度調整のうえ4月からの運行開始に向け進めていく。

◇質問と回答

統合再編・新小学校について	回答
統合再編が中止になれば、新校舎の建設工事も止まるのか。また、国からの補助が無くなり市の負担が増えるのか。	統合再編の中止により現在行われている建設工事が止まることはない。国からの補助に関しては、統合再編を前提として国に申請しているため、統合再編が中止になれば市の負担は増える。
統合再編が中止になった場合、佐保小学校の児童は新校舎を使えるのか。	統合再編の有無に関わらず、新校舎の使用は可能である。
統合再編を中止し、市の負担が増えた場合は他でやり繰りすればよいのではないのか。	市の他の事業で予算を削ることを考える必要が出てくるのが想定される。
最終いつまで工事は続くのか。	令和10年度内には完了予定である。
工事車両は児童の登下校時は出入りするのか。また、工事車両が出入りすることによる埃でアレルギーが酷くなるようなことは起こっていないか。	工事車両は登下校時には通行しない。また、現在佐保小学校の児童でアレルギーが酷くなるような事例は聞いていない。
鼓阪小学校の児童は校名アンケートにほとんど答えていないのではないのか。	鼓阪小学校の児童にも回答いただいている。
新しい学校の校時やスケジュールは決まっているのか。鼓阪小学校の取組も継承してほしい。	両校の教員で、校時や行事など新しい学校のことについて検討中である。その中で鼓阪、佐保両校の良いところを引き継ぎながら、新しい学校のあり方を検討していく。
大雨などの緊急下校時に教員の見守りはあるのか。	学校の運用によるため、今後検討していく。児童の安全を第一に考え対策していきたい。
今後、説明会を開く予定はあるのか。	新しい学校でどんな教育をするのかなど、開校に向けた説明会を予定している。

通学路について	回答
以前、通学路の見守りについて地域の方と話をする機会があったが、PTAなどの組織でないと具体的な話は進まないとのことであった。学校として地域と保護者が話をする場を設定してもらえないか。	通学路の見守りについて鼓阪地区では組織的に動けていない部分である。この機会に学校として、地域や保護者に働きかけ、登下校の見守りが活性化されるよう検討していきたい。

運行について	回答
家から佐保小学校まで1.5kmくらいだが、スクールバスに乗ることは出来ないか。1, 2年生だけでも乗車することは出来ないか。	現在の試算では、スクールバスの定員に空きがなく、通学距離が1.8km未満の児童の乗車は難しい。バスの利用調査の時期を早めるなど工夫し、乗車人数を確定したうえで、対象児童について検討していきたい。
今回のルート変更により、以前と停車場所が変わっているのではないか。前回三笠霊苑付近に停車予定であったが、そこで乗車する予定であった児童はどうするのか。	今回マイクロバスでの運行に変更したことにより、マイクロバスが通行可能な道幅を考慮し、走行ルートや停車場所を変更した。前回三笠霊苑で乗車する予定であった児童は今回市営住宅の集会所で乗車してもらう想定である。
飯守町のバス停での停車は、どちらの方面を向いて停車するのか。	登校・下校時ともに、奈良方面を向いての停車を想定している。
乗降場所が東大寺付近から鼓阪小学校に変更になっている。奈良交通のバスは若草山の麓まで来ているので、乗降場所を再度検討してもらえないか。	ご提案いただいた場所を試走し、児童が安全に乗降できるかを検討していきたい。
スマホでバスの乗り降りが確認できるとのことであるが、バスを待っている間見守りはあるのか。有償でボランティアに依頼している事例はあるか。	有償で実施している事例はない。他の地域では、保護者や地域の方で見守りしていただいている。
スクールバスに乗り遅れた場合は対応してしてもらえるのか。	アプリで運行状況を確認できるようにする予定であり、バスの運行状況を確認し余裕をもってバス停に送り出すよう協力していただきたい。乗り遅れた場合はご家庭で対応いただくことになる。
運転手は市で雇うのか、また、安全管理はどのように担保するのか。	市の職員を複数人確保し、シフト制で運行する予定である。運転手には、事前に研修を実施するなど、安全管理に努める。
マイクロバスではなく、以前の案にあったミニバンタイプのスクールバスを増やし、便数を増やした運行とすることはできないのか。	運転手の確保の観点から、以前提案させていただいたミニバンタイプのスクールバス3台以上で運行することは出来ない。3台のまま便数を増やすと第1便の時間が早くなり、学校が設定する登校時間外になることが予想されることから、増便についても難しい。

保護者からの意見
通学路の危険個所の共有や、お互いの状況を知るために鼓阪・佐保両校のPTAが連携し、保護者に情報共有する必要がある。
保護者が自発的に動くことができればいいが、今の鼓阪地域では、スクールバスなどの個々の目的に対して皆で話し合う体制がとれない。市から保護者が話し合うべきことを、佐保や他の地域の事例を紹介しながら指示してほしい。
今、両校の教員間でどのような検討がされているのかなどの情報が無く不安である。

登下校時の児童の送迎の変更点

前回の説明会等での保護者の皆様のご意見を踏まえ、教育委員会で検討し、次の点について変更しました。

【ご意見】

- ・雨天時や観光シーズンなど交通量が増加するが時間管理は大丈夫か
- ・交通渋滞等が原因で遅延した場合、遅刻扱いにならないのか など

スクールバスを10人乗りから**29人乗りに変更**

大型車両により3ルート2巡運行から**2ルート1巡運行に変更**

東ルート(飯守町・県道東側の川上町等の児童対象) : 飯守町バス停 → 市営住宅集会所 → 新小学校

西ルート(雑司町・水門町・県道西側の東之阪町・般若寺町等の児童対象) : 鼓阪小学校 → 東之阪児童館 → 新小学校

「2巡運行」から「1巡運行」に変更したことにより、対象児童が、同じ時間に乗車・到着できるようになります。道路状況による遅延の心配が軽減され、安定した運行を維持し、スケジュールの正確性を向上できます。

【ご意見】

- ・遅延などバスの遅運行状況や乗車状況の把握はできるのか など

スマホと専用アプリを連携し**運行状況の見える化**

GPSを活用したリアルタイム運行状況確認システムの搭載により、保護者のスマホから、バスの現在地の把握や、児童の乗車確認が可能となり、登下校の安全確保とともに、利便性の向上を図ります。

登下校時の児童の送迎について

送迎車

- **29人乗り**(運転手を含む)の車両を使用

送迎対象者

- 通学距離が片道1.8kmを超える児童
※東之阪町・般若寺町・川上町・飯守町 など

車両内容

- 送迎車**2台**を使用し、登下校ともに**2ルートを1巡運行**
- バンビーホーム利用児童の下校時にバンビー下校便を運行



車両イメージ

鼓阪地区では、エリアによっては、道路を挟んで通学距離が2km以上と2km未満の児童が混在する状況にあります。そのため、対象となる距離については、一定柔軟に幅を持たせたいと考えております。
例えば、市営住宅2号の場合、手前の棟(1.8km)と奥の棟(2km)で距離が異なりますが、このエリアに住んでいる児童は対象と考えています。

このことから、**スクールバスの乗車対象は、原則片道2kmを基本の基準としますが、鼓阪地区の事情を考慮し、その近隣となる片道1.8km以上の児童も視野に入れ、柔軟に対応していきます。**

〔公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き〕より抜粋

【通学距離による考え方】

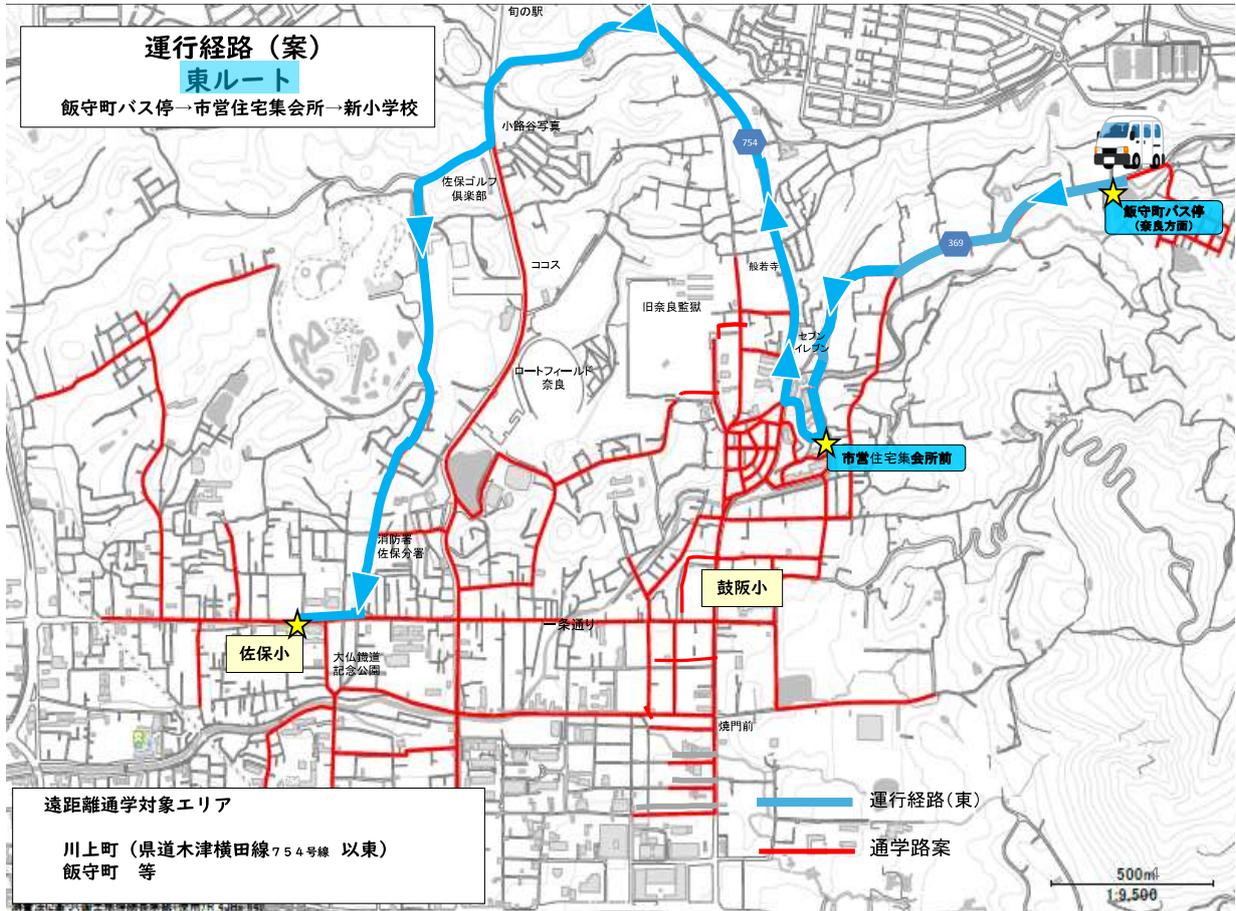
- 国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めていることから、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっています。
- 徒歩や自転車による通学距離の基準を定めている市町村も相当数ありますが、そのほとんどが小学校では4km以内、中学校で6km以内又はそれ以下の距離を基準として定めており、中には、地域の通学路の実態を踏まえ、徒歩と自転車と異なる基準を設けているところもあります。

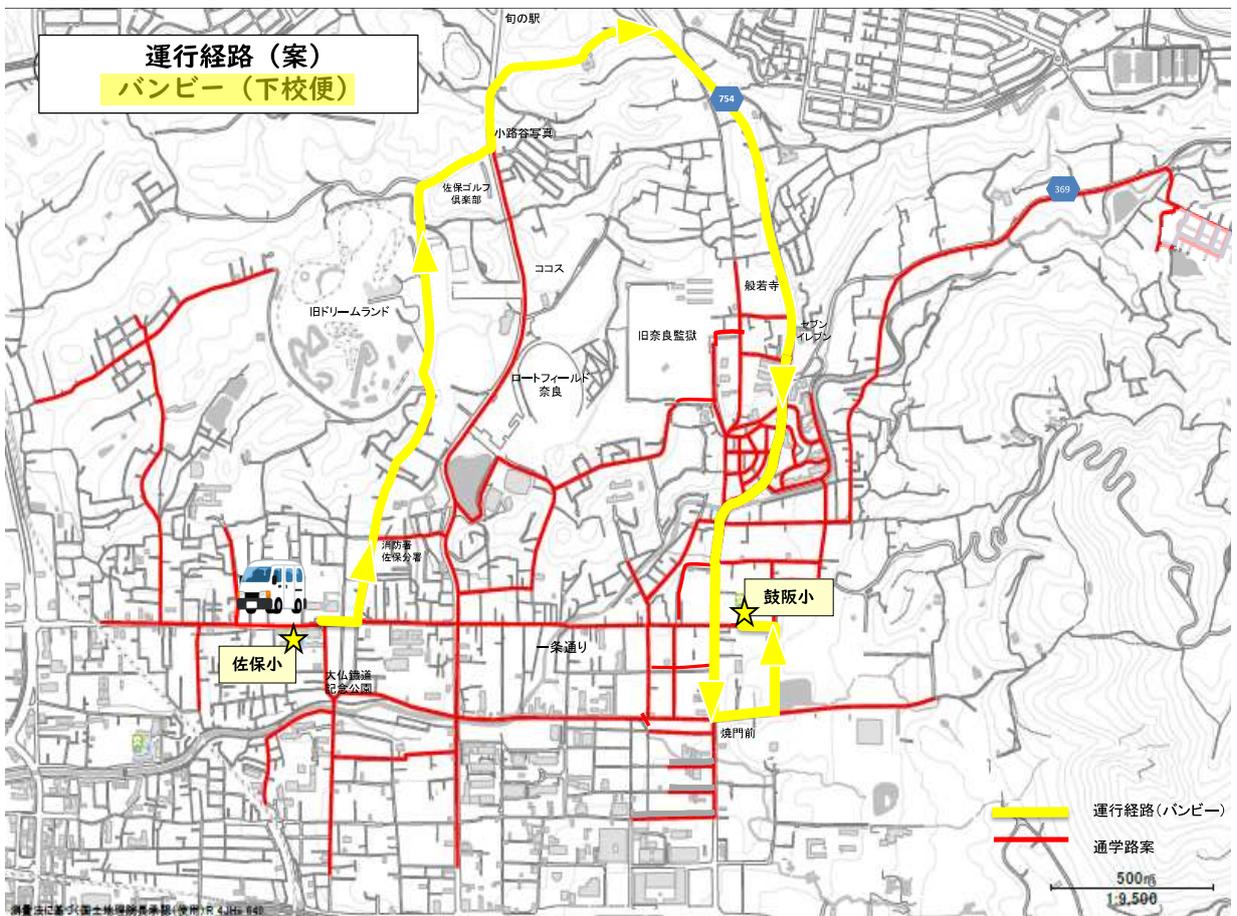
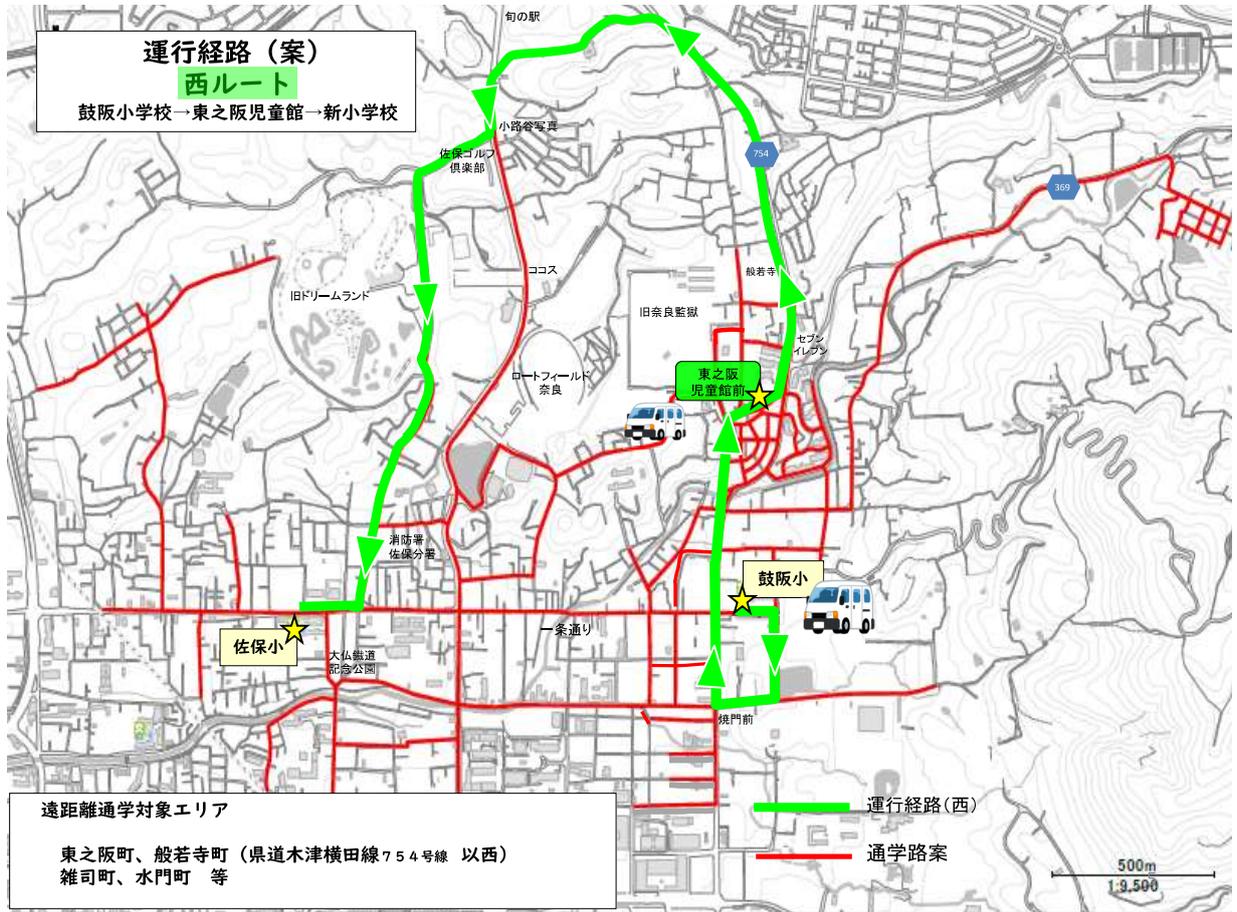
運行ダイヤのイメージ

- 新小学校の校時に合わせて、出発時間は調整します。
- 乗車児童数や道路事情により、運行経路が変更になる可能性があります。

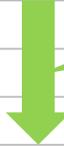
	運行ルート	出発		到着	出発		到着
登校便	東ルート	飯守町バス停	▶	市営住宅集会所	▶		新小学校
		7:40		7:45	7:50		8:10
	西ルート	鼓阪小学校	▶	東之阪児童館	▶		新小学校
		7:40		7:46	7:50		8:10

	運行ルート	出発		到着	出発		到着
下校便	東ルート	新小学校	▶	市営住宅集会所	▶		飯守町バス停
		1便 (低学年)	15:00		15:15	15:20	15:25
		2便 (高学年)	16:00		16:15	16:20	16:25
	西ルート	新小学校	▶	東之阪児童館	▶		鼓阪小学校
		1便 (低学年)	15:00		15:15	15:20	15:26
		2便 (高学年)	16:00		16:15	16:20	16:26
バンビー便	新小学校		▶			鼓阪小学校	
	16:50	※対象児童に応じて、ルートや停留所を検討します。				17:10	





スクールバス運行までのスケジュール

令和7年度	3月	スクールバスの必要予算確定	
令和8年度	4月		
	5月		
	6月	スクールバス用車両のリースについて、入札の公告を行う	
	7月	入札を実施し業者を決定する	
	8月	 <div style="border: 1px solid blue; background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 2px 5px; display: inline-block;">車両準備期間</div>	
	9月		
	10月		対象保護者にスクールバスの利用について調査を行う
	11月	 <div style="border: 1px solid green; background-color: #76b82a; color: white; padding: 2px 5px; display: inline-block;">調整期間</div>	
	12月		
	1月		
	2月	車両の納車	ダイヤ・乗降場所・乗車人数を決定する
	3月	テスト走行	
	令和9年度	4月	新小学校開校 スクールバス運行開始

令和8年2月13日・20日
 新小学校開校に伴うスクールバスに関する保護者説明会 資料

3 4. 統合再編全般及び令和 7 年度に実施した説明会について、鼓阪小学校保護者の理解度が数値的にどれだけ進んでいるかわかるアンケート等を含む資料一式

教育部 教育政策課

該当する資料はございません。

35. 令和8年度、鼓阪小学校の学年別在籍予定児童数がわかる資料（令和8年3月1日時点）

教育部 教育総務課

（単位：人）

学年（小学校）	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
令和8年度 鼓阪小学校在籍児童数推計	9	10	11	11	10	15	66
うち通常学級在籍児童数	8	9	10	11	10	14	62
うち特別支援学級在籍児童数	1	1	1	0	0	1	4

36.新規的小事業「学校給食事務経費」に関する柳生小学校給食室及び都祁学校給食センターにおける Is 値、危険度判定等がわかる耐震診断結果の資料

教育部 保健給食課

施設名	Is 値		備考:危険度判定等
	X 方向	Y 方向	
柳生小学校給食室	—	—	平成 6 年度に建設の新耐震基準の建物のため耐震診断実施無
都祁学校給食センター	0.36	0.35	<p>全体として、XY 両方向とも耐力が小さい。</p> <p>結果、XY 両方向とも耐震性能の目標値 $I_{so}=0.75$ を下回った。</p> <p>よって、XY 両方向とも耐震改修等が必要と判断する。</p> <p>使用を継続する場合は、耐震補強改修をする必要がある。</p> <p>屋根面の荷重伝達の結果、伝達を満足している為、全体で検討を行った。</p> <p>補強計画を行う際は、工法に伴い現地調査を行い適正な補強設計が必要である。</p> <p>CB 間仕切り壁の検討の結果、転倒の危険性があり改修等が必要である。</p>

37. 猿沢池周辺の温泉に関する奈良市の検討経緯がわかる資料（過去 25 年）

観光経済部 観光戦略課

猿沢池周辺温泉施設整備事業について

(1) 経緯

平成12年度	猿沢池付近に温泉を掘削し新たな観光資源として売り出したいと大川市長が当選後の記者会見で発表する。								
平成13年度	「温泉利用計画策定研究会」の発足 【提言】 従来の観光資源に温泉を加えることは新たな観光客の掘り起こしにつながるので、早期の温泉掘削を希望する。 温泉を希望する市内の宿泊施設数15軒（必要な湯量103トン） ← 平成13年度に旅館組合が実施したアンケート結果から 温泉を希望する市内の宿泊施設への利用者 126,000人 ← 平成13年度の宿泊者数より 掘削は、猿沢池周辺が望ましいが、騒音振動等難しい問題。外湯施設は猿沢池周辺に設置して欲しい。 【視察】 平成13年7月26・27日 岐阜県池田町、岐阜市、兵庫県浜坂町、京都府宮津市								
平成14年度	「温泉掘削検討研究会」の発足 【提言】 猿沢池周辺で温泉掘削し、まずは、宿泊施設への配湯から考える。掘削の費用については奈良市。配湯費用と運営については、第三セクター方式とする。旅館の改修費用については、利子補給制度等の支援。配湯の方法としては、タンクローリー方式								
平成15年度	温泉の掘削を予算要求するが、適地が無い等の理由で具体化せず。 【視察】 平成14年8月21日 吉野郡天川村								
平成16年度	温泉配湯事業として、平成16年度の予算要求として要求するが、平成16年度の予算化は調査費用1,000千円となる。 要求の概要としては、まず宿泊施設への配湯を考え、周辺自治体の温泉源から温泉水を運搬し、猿沢池周辺において大量供給施設＝温泉貯湯タンク（自動販売機）を建設し、販売するというものであった。								
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">予算額 貯湯槽（50t 保温型）と温泉スタンド建設工事費用等</td> <td style="text-align: right;">45,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">宿泊施設改修利子補給費用（10,000千円×1%×15施設）</td> <td style="text-align: right;">1,500千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>その他事務経費</u></td> <td style="text-align: right;"><u>300千円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">46,800千円</td> </tr> </table>	予算額 貯湯槽（50t 保温型）と温泉スタンド建設工事費用等	45,000千円	宿泊施設改修利子補給費用（10,000千円×1%×15施設）	1,500千円	<u>その他事務経費</u>	<u>300千円</u>	合計	46,800千円
予算額 貯湯槽（50t 保温型）と温泉スタンド建設工事費用等	45,000千円								
宿泊施設改修利子補給費用（10,000千円×1%×15施設）	1,500千円								
<u>その他事務経費</u>	<u>300千円</u>								
合計	46,800千円								

- 平成16年度 平成16年度予算 調査費用1,000千円
猿沢池周辺まちづくり協議会の提言の一つとして猿沢池周辺まちづくりの起爆剤として温泉を利用した集客施設の建設があげられた。
しかし、経済情勢、市の財政事情等から鍵田市長が凍結を判断。現在に至っている。
【アンケート調査結果】 実施場所：ならまちセンター前、観光センター前 回収数289人 実施日：H16年7月の土日3日間
奈良にあればよいもの 温泉＝36.2%、名物料理28.1%、観光案内20.6%、天平体験11.7%、その他5.9%
- 平成17年度 平成18年2月9日の産業文教委員会において金野議員の質問に対し観光課長が次のとおり答弁した。
「奈良の観光にとって、観光地の状況や、アンケート調査によりまして温泉は必要なものであると考えておりますが、市の財政事情等によりまして一時凍結をしております。」

(2) その他

- ・平成16年度の予算要求として温泉配湯経費を計上しているが、これにはタンクローリーの運搬費用が入っていない。実際に配湯を行う場合、当時の概算ではさらに毎年タンクローリーによる運送費用等18,900千円が必要である。また用地の確保も必要である。
- ・月ヶ瀬にも同様に大量供給施設が必要となり、月ヶ瀬温泉の利用計画が全く変更になる。→県の自然環境保全審議会に諮る必要あり。(=新たにすると同じ手続き)

38.リニア中央新幹線中間駅誘致経費(予算・決算)の推移(関連経費予算化後最新分まで)

観光経済部 観光戦略課

単位:円

	組織	事業費予算額	事業費決算額	負担金予算額	負担金決算額
H24.11.26	交通政策課リニア推進室	1,782,000	1,312,968	640,000	640,000
H25.4.1	観光戦略課リニア推進室	12,000,000	7,987,600	640,000	640,000
H26.4.1	リニア推進課	18,000,000	17,914,503	640,000	640,000
H27.4.1	リニア推進課	15,000,000	14,850,257	640,000	640,000
H28.4.1	リニア推進課	13,000,000	12,866,596	640,000	640,000
H29.4.1	観光戦略課リニア推進係	12,000,000	10,108,161	640,000	640,000
H30.4.1	観光戦略課企画係	10,000,000	7,682,522	640,000	640,000
H31.4.1	観光戦略課企画係	3,000,000	2,375,125	640,000	640,000
R2.4.1	観光戦略課企画係	3,000,000	1,229,003	640,000	640,000
R3.4.1	観光戦略課企画係	3,000,000	525,767	640,000	640,000
R4.4.1	観光戦略課企画係	3,000,000	1,669,939	640,000	640,000
R5.4.1	観光戦略課企画係	3,000,000	596,129	640,000	640,000
R6.4.1	観光戦略課企画係	3,000,000	1,871,536	640,000	640,000
R7.4.1	観光戦略課企画係	3,000,000	2,951,077	640,000	640,000
R8.4.1	観光戦略課企画係	3,000,000	-	640,000	-
	計	105,782,000	80,990,106	9,600,000	8,320,000

※R7年度については決算見込み。R8年度については、予算(案)を記入。

39. 学校教育予算と施設整備費、社会教育予算及び一般会計に占める比率(平成28年度～令和8年度)

部名 教育部 課名 教育総務課

(単位:千円)

区分	H28		H29		H30		H31(R1)		R2		R3		R4		R5		R6		R7		R8		備考
	(予算額)	前年度比	(予算額)	前年度比	(予算額)	前年度比	(予算額)	前年度比	(予算額)	前年度比	(予算額)	前年度比	(予算額)	前年度比									
一般会計総額(A)	128,496,754	100.9	127,561,997	99.3	130,526,400	102.3	133,790,000	102.5	144,100,000	107.7	138,840,000	96.3	138,820,000	99.8	149,980,000	108.2	162,722,110	108.5	167,288,148	102.8	195,000,000	116.6	
教育費(B)	11,236,678	88.4	10,896,090	97.0	10,281,377	94.4	10,386,582	101.0	13,341,727	128.5	10,820,386	81.1	10,774,860	99.6	15,488,408	143.7	13,996,392	90.4	14,084,106	100.6	20,666,501	146.7	
占有率(B/A)	8.7		8.5		7.9		7.8		9.3		7.8		7.8		10.3		8.6		8.4		10.6		
(目)																							
教育振興費	1,109,717	92.2	980,675	88.4	1,025,675	104.6	942,762	91.9	958,329	101.7	1,209,817	126.2	1,320,070	109.1	1,241,430	94.0	1,398,376	112.6	1,608,269	115.0	1,557,057	96.8	
小学校管理費	672,691	88.6	717,784	106.7	673,411	93.8	669,912	99.5	777,206	116.0	744,186	95.8	747,350	100.4	912,957	122.2	943,799	103.4	853,306	90.4	925,804	108.5	
小学校教育振興費	50,179	100.8	63,558	126.7	70,989	111.7	69,871	98.4	65,512	93.8	64,828	99.0	65,986	101.8	73,461	111.3	70,242	95.6	67,396	95.9	69,279	102.8	
小学校施設管理費	233,204	91.1	242,918	104.2	241,443	99.4	243,641	100.9	250,205	102.7	240,603	96.2	241,126	100.2	246,748	102.3	260,349	105.5	296,234	113.8	315,080	106.4	
中学校管理費	370,591	106.8	367,574	99.2	356,741	97.1	371,961	104.3	353,895	95.1	421,446	119.1	372,490	88.4	475,467	127.6	429,282	90.3	463,878	108.1	395,110	85.2	
中学校教育振興費	70,293	95.8	76,911	109.4	92,123	119.8	95,789	104.0	91,149	95.2	89,195	97.9	104,508	117.2	117,136	112.1	112,503	96.0	115,636	102.8	128,027	110.7	
中学校施設管理費	119,876	88.9	123,584	103.1	120,683	97.7	121,626	100.8	123,150	101.3	123,905	100.6	124,317	100.3	132,331	106.4	134,661	101.8	137,324	102.0	149,138	108.6	
全日制高等学校費	930,553	96.1	1,001,594	107.6	1,006,496	100.5	989,575	98.3	897,306	90.7	903,534	100.7	931,155	103.1	970,614	104.2	960,842	99.0	986,209	102.6	955,349	96.9	
高等学校施設管理費	6,497	117.7	6,588	101.4	5,243	79.6	5,190	99.0	5,190	100.0	5,531	106.6	5,359	96.9	5,291	98.7	5,465	103.3	6,636	121.4	14,582	219.7	
幼稚園費	900,994	87.1	979,323	108.7	659,105	67.3	666,543	101.1	958,338	143.8	905,496	94.5	805,013	88.9	767,355	95.3	645,538	84.1	589,400	91.3	551,671	93.6	
幼稚園施設管理費	76,350	73.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
学校給食費	2,302,615	108.9	2,495,123	108.4	2,420,482	97.0	2,512,612	103.8	2,602,997	103.6	2,481,202	95.3	2,431,383	98.0	2,507,772	103.1	2,556,545	101.9	2,735,467	107.0	3,092,058	113.0	
学校保健体育費	182,051	81.7	184,691	101.5	170,790	92.5	169,017	99.0	170,376	100.8	168,208	98.7	169,994	101.1	173,572	102.1	177,386	102.2	184,415	104.0	177,186	96.1	
青少年指導費	46,369	96.9	50,382	108.7	51,915	103.0	52,108	100.4	52,310	100.4	68,623	131.2	82,673	120.5	120,265	145.5	140,522	116.8	170,699	121.5	236,749	138.7	
小計	7,071,980	96.6	7,290,705	103.1	6,895,096	94.6	6,910,607	100.2	7,305,963	105.7	7,426,574	101.7	7,401,424	99.7	7,744,399	104.6	7,835,510	101.2	8,214,869	104.8	8,567,090	104.3	
社会教育総務費他	2,572,225	105.4	2,623,699	102.0	2,740,861	104.5	2,629,640	95.9	2,703,569	102.8	2,711,802	100.3	2,684,162	99.0	2,802,940	104.4	3,033,987	108.2	3,021,575	99.6	3,462,190	114.6	
経常経費等合計	9,644,205	98.8	9,914,404	102.8	9,635,957	97.2	9,540,247	99.0	10,009,532	104.9	10,138,376	101.3	10,085,586	99.5	10,547,339	104.6	10,869,497	103.1	11,236,444	103.4	12,029,280	107.1	
小学校施設整備事業費	1,232,800	90.8	654,300	53.1	218,400	33.4	538,995	246.8	201,103	37.3	189,899	94.4	171,818	90.5	1,811,031	1,054.0	1,066,420	58.9	1,455,911	136.5	4,769,354	327.6	
中学校施設整備事業費	114,000	10.1	100,700	88.3	182,500	161.2	93,295	51.1	202,361	216.9	175,030	86.5	183,406	104.8	362,206	197.5	678,490	187.3	591,046	87.1	2,607,409	441.2	
小中一貫校施設整備事業	-	-	-	-	-	-	-	-	2,503,800	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
高等学校施設整備事業費	35,000	24.0	0	0.0	81,500	-	7,400	9.1	278,000	3,756.8	75,000	27.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中高一貫校施設整備事業費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	198,620	-	2,423,300	1,220.1	1,050,000	43.3	68,000	6.5	635,000	933.8	
学校給食施設整備事業費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,500	-	9,260	264.6	-	-	-	-	-	-	
幼稚園施設整備事業費	2,400	3.4	2,000	83.3	1,000	50.0	5,000	500.0	-	-	93,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
教育振興施設整備事業費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54,600	-	6,000	11.0	-	-	-	-	-	-	
小計 (C)	1,384,200	51.1	757,000	54.7	483,400	63.9	644,690	133.4	3,185,264	494.1	532,929	16.7	611,944	114.8	4,611,797	753.6	2,794,910	60.6	2,114,957	75.7	8,011,763	378.8	
教育費に占める施設整備率(C/B)	12.3		6.9		4.7		6.2		23.9		4.9		5.7		29.8		20.0		15.0		38.8		
社会教育総務費他(事業費)	208,273	86.0	224,686	107.9	162,020	72.1	201,645	124.5	146,931	72.9	149,081	101.5	77,330	51.9	329,272	425.8	331,985	100.8	732,705	220.7	625,458	85.4	
投資的経費合計	1,592,473	54.0	981,686	61.6	645,420	65.7	846,335	131.1	3,332,195	393.7	682,010	20.5	689,274	101.1	4,941,069	716.9	3,126,895	63.3	2,847,662	91.1	8,637,221	303.3	
総計	8,456,180	84.3	8,047,705	95.2	7,378,496	91.7	7,555,297	102.4	10,491,227	138.9	7,959,503	75.9	8,013,368	100.7	12,356,196	154.2	10,630,420	86.0	10,329,826	97.2	16,578,853	160.5	
社会教育総務費他	2,780,498	103.7	2,848,385	102.4	2,902,881	101.9	2,831,285	97.5	2,850,500	100.7	2,860,883	100.4	2,761,492	96.5	3,132,212	113.4	3,365,972	107.5	3,754,280	111.5	4,087,648	108.9	

40. 就学援助の実施状況(平成28年度～令和7年度)

教育部 教育総務課

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度			
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	支給時期(予定)	
学用品費・通学用品費 及び校外活動費	1 学年	12,990円	24,590円	12,990円	24,590円	12,990円	24,590円	13,100円	24,800円	13,230円	25,040円	13,230円	25,040円	13,230円	25,040円	13,230円	25,040円	13,230円	25,040円	13,230円	25,040円	1学期分:8月29日 2学期分:1月30日 3学期分:4月20日
	他 学年	15,220円	26,820円	15,220円	26,820円	15,220円	26,820円	15,350円	27,050円	15,500円	27,310円	15,500円	27,310円	15,500円	27,310円	15,500円	27,310円	15,500円	27,310円	15,500円	27,310円	
校外活動費 (宿泊を伴うもの) (限度額)		3,620円	6,100円	3,620円	6,100円	3,620円	6,100円	3,650円	6,150円	3,690円	6,210円	3,690円	6,210円	3,690円	6,210円	3,690円	6,210円	3,690円	6,210円	3,690円	6,210円	春実施分:9月30日 秋実施分:12月19日 冬実施分:4月20日
修学旅行費 (限度額)		21,490円	57,590円	21,490円	57,590円	21,490円	57,590円	21,670円	60,300円	21,890円	60,910円	22,690円	60,910円	22,690円	60,910円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	
新入学用品費		20,470円	23,550円	40,600円	47,400円	40,600円	47,400円	50,600円	57,400円	51,060円	60,000円	51,060円	60,000円	54,060円	60,000円	54,060円	63,000円	57,060円	63,000円	57,060円	63,000円	前年度3月5日支給済 3月に支給していない場合:8月29日
学校給食費 (月額)		一食246円 × 給食回数	一食300円 × 給食回数	一食246円 × 給食回数	一食300円 × 給食回数	一食246円 × 給食回数	一食300円 × 給食回数	一食246円 × 給食回数	一食300円 × 給食回数	一食246円 × 給食回数	一食300円 × 給食回数	一食246円 × 給食回数	一食300円 × 給食回数	一食246円 × 給食回数	一食300円 × 給食回数	一食292円 × 給食回数	一食343円 × 給食回数	一食292円 × 給食回数	一食343円 × 給食回数	一食292円 × 給食回数	一食343円 × 給食回数	4~6月分:9月30日 7月分~:引き落としを停止 国私立学校で完全給食を実施している場合 1学期分:9月30日 2学期分:1月30日 3学期分:4月20日
医療費		保護者負担分		保護者負担分		保護者負担分		保護者負担分		保護者負担分		保護者負担分		保護者負担分		保護者負担分		保護者負担分		保護者負担分		学校保健安全法施行令第8条に規定された 以下に掲げる病気の治療(保険適用分)につ いて、随時支給 ・トラウマ及び結膜炎 ・白癜、疥癬及び膿疱疹 ・中耳炎 ・慢性副鼻腔炎及びアデノイド ・齲歯 ・寄生虫病(虫卵保有を含む。)
新入学用品費の 早期支給実施状況 ※平成28年度新1年生 までは入学後の 当初認定時期に支給		平成29年度新1年生(中) へ3月に47,400円を支給	平成29年度新1年生(小) へ5月に支給	平成31年度新1年生(小・中) へ小:50,800円、中: 57,400円を3月と平成31年 度5月に分けて支給	令和2年度新1年生(小・中) へ小:51,060円、 中:60,000円を3月と令和2 年度5月に分けて支給	令和3年度新1年生(小・中) へ小:51,060円、 中:60,000円を3月に支給	令和4年度新1年生(小・中) へ小:54,060円、 中:60,000円を3月と令和4 年度5月に分けて支給	令和5年度新1年生(小・中) へ小:57,060円、 中:63,000円を2月と令和6 年度5月に分けて支給	令和6年度新1年生(小・中) へ小:57,060円、 中:63,000円を3月に支給	令和7年度新1年生(小・中) へ小:57,060円、 中:63,000円を3月に支給	令和8年度新1年生(小・中) へ3月に支給予定	令和8年度新1年生:3月6日										
認定基準		平成28年度 市民税所得割額 市民税所得割額 基準額以下 (調整控除後)	平成29年度 市民税所得割額 市民税所得割額 基準額以下 (調整控除後)	平成30年度 市民税所得割額 市民税所得割額 基準額以下 (調整控除後)	平成31年度 市民税所得割額 市民税所得割額 基準額以下 (調整控除後)	令和2年度 市民税所得割額 市民税所得割額 基準額以下 (調整控除後)	令和3年度 市民税所得割額 市民税所得割額 基準額以下 (調整控除後)	令和4年度 市民税所得割額 市民税所得割額 基準額以下 (調整控除後)	令和5年度 市民税所得割額 基準額以下 (調整控除後) 児童扶養手当支給世帯	令和6年度 市民税所得割額 市民税所得割額 基準額以下 (調整控除後) 児童扶養手当支給世帯	令和7年度 市民税所得割額 市民税所得割額 基準額以下 (調整控除後) 児童扶養手当支給世帯											
準要保護		1,827 △	1,926 △	1,817 △	1,721 △	1,666 △	1,672 △	1,633 △	1,659 △	1,585 △	1,494 △											
認定者数		2,854 △ (10.4%)	2,938 △ (11.03%)	2,852 △ (10.54%)	2,718 △ (11.02%)	2,650 △ (10.86%)	2,633 △ (10.91%)	2,640 △ (10.73%)	2,707 △ (11.04%)	2,605 △ (10.72%)	2,476 △ (10.33%)											
(認定者数/学年別人口)		(10.4%)	(10.95%)	(10.83%)	(11.83%)	(11.67%)	(11.67%)	(11.77%)	(12.29%)	(11.96%)	(11.58%)											
		1,027 △ (10.55%)	1,012 △ (10.80%)	1,035 △ (11.37%)	997 △ (13.56%)	984 △ (13.35%)	961 △ (13.27%)	1,007 △ (13.99%)	1,048 △ (14.95%)	1,020 △ (14.57%)	982 △ (14.17%)											
決算額		209,793,952円	243,419,614円	232,807,671円	232,142,765円	222,286,805円	216,608,379円	246,036,727円	236,099,578円	231,143,339円	認定者数は、令和8年3月1日現在											

4.1. 学校施設への返却不要の生理用品配置(常備)の詳細がわかる資料(令和7年度、8年度見込み)

1. 学校の児童・生徒用トイレ等に生理用品を配置している校数

	小学校	中学校	高等学校	合計
学校数(校)	42	22	1	65
設置校数(校)	42	22	1	65
設置割合	100%	100%	100%	100%

※1か所以上のトイレに設置

2. 配布した生理用品数

配布時期	令和4年度						令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		合計	
	R4.5月配布		R4.8月・9月配布		R5.3月配布		R6.3月配布		R7.3月配布		R8.3月配布		R9.3月配布(予定)			
種類	学校別	配布数(枚)	学校別	配布数(枚)	学校別	配布数(枚)	学校別	配布数(枚)	学校別	配布数(枚)	学校別	配布数(枚)	学校別	配布数(枚)	学校別	配布数(枚)
生理用ナプキン(昼用)	小学校	4,280	小学校	31,776	小学校	8,480	小学校	11,526	小学校	18,326	小学校	8,400	小学校	16,720	小学校	99,508
	中学校	3,800	中学校	92,032	中学校	23,360	中学校	30,260	中学校	21,862	中学校	21,680	中学校	40,700	中学校	233,694
	高等学校	560	高等学校	982	高等学校	3,936	高等学校	4,828	高等学校	4,913	高等学校	0	高等学校	0	高等学校	15,219
生理用ナプキン(夜用)	小学校	0	小学校	103,320	小学校	3,392	小学校	0	小学校	0	小学校	0	小学校	0	小学校	106,712
	中学校	0	中学校	37,152	中学校	8,512	中学校	0	中学校	0	中学校	0	中学校	0	中学校	45,664
	高等学校	0	高等学校	350	高等学校	1,408	高等学校	0	高等学校	0	高等学校	0	高等学校	0	高等学校	1,758
生理用ショーツ	小学校	0	小学校	318	小学校	264	小学校	0	小学校	0	小学校	0	小学校	0	小学校	582
	中学校	0	中学校	768	中学校	622	中学校	0	中学校	0	中学校	0	中学校	0	中学校	1,390
	高等学校	0	高等学校	128	高等学校	104	高等学校	0	高等学校	0	高等学校	0	高等学校	0	高等学校	232

42 不登校児童生徒数の推移(2020年度～24年度)(国・県・市の小中別)

教育部 教育支援課

(単位：人)

		小学校 不登校児童数	1,000人当たりの 不登校児童数	中学校 不登校生徒数	1,000人当たりの 不登校生徒数	小中合計	1,000人当たりの 不登校児童生徒数
令和2年度 (2020年度)	奈良市	199	13.0	380	51.6	579	25.5
	奈良県	755	11.2	1,594	43.5	2,349	22.6
	全国	63,350	10.0	132,777	40.9	196,127	20.5
令和3年度 (2021年度)	奈良市	239	15.6	500	69.6	739	32.8
	奈良県	1,013	15.3	1,988	54.5	3,001	29.2
	全国	81,498	13.0	163,442	50.0	244,940	25.7
令和4年度 (2022年度)	奈良市	287	18.8	552	77.1	839	37.5
	奈良県	1,145	17.6	2,229	62.1	3,374	33.4
	全国	105,112	17.0	193,936	59.8	299,048	31.7
令和5年度 (2023年度)	奈良市	258	17.2	561	80.4	819	37.2
	奈良県	1,337	20.9	2,354	66.8	3,691	37.2
	全国	130,370	21.4	216,112	67.1	346,482	37.2
令和6年度 (2024年度)	奈良市	337	22.8	591	84.8	928	42.7
	奈良県	1,417	22.6	2,453	70.4	3,870	39.7
	全国	137,704	23.0	216,266	67.9	353,970	38.6

※令和6年5月1日付け 学校基本調査数に基づいて割合を算出

不登校の定義・・・

文部科学省の調査では、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」と定義している。

43 「HOP」「HOP青山」「HOPあやめ池」「WEBHOP」「校内サポートルーム」「バーチャルHOP」の利用実績、職員体制がわかる資料（令和元年度～令和7年度、8年度見込み）

教育部 教育支援課

（単位：人）

施設区分・名称		主な活動	職員体制	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
教育支援センター	HOP	学習を中心とした活動及び人との関わりを学ぶグループ活動	支援員3名	33	42	42	54	54	60	65
	Kids HOP	人との関わりを学ぶグループ活動	支援員1名							8
オンライン支援	Web HOP	オンライン学習教材の提供及び支援員とのオンラインによる面談	—		28	27	23	17	バーチャルHOPへ移行	
	バーチャルHOP	メタバース空間を利用した支援員との活動及びオンライン学習教材の提供	支援員2名						23	72
公設フリースクール	HOP青山	運動や栽培等を通して、支援員との関わりを中心とした小集団での体験活動	特任指導主事1名 支援員4名			12	25	29	32	29
	HOPあやめ池	ゲストティーチャーとの活動等を通して、クリエイティブな体験活動	特任指導主事1名 支援員4名 支援補助員2名					57	62	66
校内サポートルーム	中学校10校	学校内における通常の学級以外での学びの場（春日、三笠、若草、伏見、都南、ならやま、京西、富雄南、飛鳥、平城東）	支援員 各校1名～2名					25	46	102

【令和8年度の見込みについて】
 ○教育支援センター「HOP」「kids HOP」、公設フリースクール「HOP青山」「HOPあやめ池」、オンライン支援「バーチャルHOP」については、令和7年度と同規模の運営を予定している。
 ○校内サポートルームについては、中学校21校で開室を予定している。

※年度末の登録者数（ただし、令和7年度は2月末現在）
 ※職員体制は令和7年度体制
 ※教育支援センター、オンライン支援、公設フリースクールの対象学年は小学4年生から中学3年生（ただし、Kids HOPは小学1年生から小学3年生）

4.4.通級指導教室の設置以降の経緯・内容の詳細がわかる資料

教育部 特別支援教育推進課

	通級指導教室設置校数と教室数の推移							通級による指導を受ける児童生徒数の推移		
	合計 学校数	合計 教室数	小学校 学校数	小学校 教室数	中学校 学校数	中学校 教室数	担当教員数 (人)	全校 (人)	センター校 (人)	自校 (人)
H29	6	9	5	8	1	1	9	182	150	32
H30	7	10	6	9	1	1	10	256	204	52
R1	8	11	7	10	1	1	11	291	218	73
R2	10	13	8	11	2	2	13	317	224	93
R3	12	16	10	14	2	2	16	375	223	152
R4	20	24	17	21	3	3	24※	489	274	215
R5	29	33	24	28	5	5	33※	671	201	470
R6	48	52	37	41	11	11	46※	805	154	651
R7	63	72	42	50	21	22	68	1,269	106	1,163

※各年度の担当教員のうち、市費配置の人数
R4:4名 R5:6名
R6:6名

※ 各年5月1日現在

【センター校通級指導教室】

自校及び他校の特別な支援を必要とする児童生徒に対応する通級指導教室。難聴などきこえの課題、吃音などことばの課題、発達障害やコミュニケーションの課題などに対応している。

他校の児童生徒については、保護者の送迎のもと通うことになる。

<設置校>

椿井小(きこえ)、済美小(ことば)、あやめ池小(ことば)、
鳥見小(ことば・ステップ)、三笠中(ステップ)、富雄第三中(ステップ)

【自校通級指導教室】

特別な支援を必要とする児童生徒の在籍校において開設される通級指導教室。時間割の一部の時間を振り替える、もしくは放課後に時間を加える形で通級による指導を行う。多くの場合、週1時間程度の指導で対応している。

発達障害やコミュニケーションの課題など、特別な支援のニーズに幅広く対応する。

45. 市立小学校、中学校の2022年度～25年度の4月1日時点、5月1日時点、10月1日時点、2月1日時点の
教員未配置がわかる資料

教育部 教職員課

	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)
4月1日	10	7	13	6
5月1日	13	9	4	1
10月1日	18	11	4	4
2月1日	14	6	5	4

単位は人

46. 小・中学校教員の週あたり授業時数の詳細がわかる資料（小・中別の教員授業時数、小学校20時数・中学校18時数以上持つ教員数・割合）（過去3年間）

教育部 教職員課

小学校

	教員数（休業等により 担当授業時数が0時間 の者を除く）	担当授業時数の平均（時間）	担当週時数20時間以上の教員	
			人数（人）	割合（％）
2023(R5)年度	933	24.9	887	95.1
2024(R6)年度	980	24.4	904	92.2
2025(R7)年度	977	24.4	910	93.1

中学校

	教員数（休業等により 担当授業時数が0時間 の者を除く）	担当授業時数の平均（時間）	担当週時数18時間以上の教員	
			人数（人）	割合（％）
2023(R5)年度	497	17.9	312	62.8
2024(R6)年度	487	18.5	351	72.1
2025(R7)年度	498	18.0	310	62.2

※各年度5月現在

47. 小学校、中学校教員の病休者数および精神疾患による休職者数について、2021年度～25年度の10月1日時点の人数

教育部 教職員課

	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)
病休者数	28	22	22	9	23
うち精神疾患の数	19	15	18	7	14

単位は人

48. 市立中央図書館・北部図書館・西部図書館の図書館司書等の配置人数

教育部 中央図書館

(館別、担当業務(成人・児童・移動図書館・学校派遣等)別、2015年度～2025年度および26年度配置予定数)

中央図書館	事務職員			運転手	成人閲覧室		児童閲覧室		移動図書館		学校支援			備考
	正規職員	(再任用再掲)	日額		日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	再任用教諭	月額	
2015年度	7	2	1	1	4	5	2	4	2	0	0	(2)		〇の人数は児童閲覧室と兼務
2016年度	6	0	1	1	3	5	3	4	1	1	0	(3)		〇の人数は児童閲覧室と兼務
2017年度	6	1	1	2	3	6	4	4	1	0	0	(2)	(1)	〇の人数は児童閲覧室と兼務
2018年度	8	2	1	2	3	6	4	4	1	1	0	(2)		〇の人数は児童閲覧室と兼務
2019年度	8	2	1	2	3	5	2	4	1	2	0	3		
2020年度	8	2	3	2	2	4	2	3	0	1	0	5		
2021年度	8	2	2	2	2	4	2	3	1	1	1	4		
2022年度	8	3	2	2	2	4	2	3	1	1	1	4		
2023年度	7	2	1	2	2	5	2	4	1	1	1	4		
2024年度	7	1	2	2	2	5	2	5	1	1	1	4		
2025年度	7	1	4	3	2	5	2	5	1	2	1	4		
2026年度	7	1	5	3	2	5	2	5	2	2	0	4		
西部図書館	事務職員			運転手	成人閲覧室		児童閲覧室		学校支援			備考		
	正規職員	(再任用再掲)	日額		日額	月額	日額	月額	日額	再任用教諭	月額		日額	
2015年度	4	1	0	0	4	3	2	5			0	(1)		〇の人数は児童閲覧室と兼務
2016年度	4	1	0	0	3	4	2	4			0	(3)		〇の人数は児童閲覧室と兼務
2017年度	4	1	0	0	3	5	4	4			0	(2)	(1)	〇の人数は児童閲覧室と兼務
2018年度	4	1	0	0	3	5	4	4			0	(2)		〇の人数は児童閲覧室と兼務
2019年度	4	1	0	1	3	5	2	4			0	2		
2020年度	4	0	0	1	2	5	2	4			0	4		
2021年度	3	0	0	1	3	5	2	4			0	3		
2022年度	3	0	0	1	3	4	2	4			0	3		
2023年度	3	0	0	1	3	4	2	4			1	3		
2024年度	3	0	0	1	3	5	2	4			1	3		
2025年度	3	0	0	1	3	4	2	4			1	3		
2026年度	3	0	0	1	2	5	2	4			1	3		
北部図書館	事務職員			運転手	成人・児童閲覧室		学校支援			備考				
	正規職員	(再任用再掲)	日額		日額	月額	日額	再任用教諭	月額		日額			
2015年度	4	1	0	0	5	5			0	(1)			〇の人数は児童閲覧室と兼務	
2016年度	4	1	0	0	4	7			0	(2)			〇の人数は児童閲覧室と兼務	
2017年度	4	1	0	0	5	6			0	(1)	(1)		〇の人数は児童閲覧室と兼務	
2018年度	4	1	1	0	5	8			0	(1)			〇の人数は児童閲覧室と兼務	
2019年度	4	1	0	0	4	8			0	3				
2020年度	3	0	0	0	2	9			0	4				
2021年度	3	0	0	0	3	8			0	3				
2022年度	3	0	0	0	3	8			0	3				
2023年度	3	0	0	0	3	8			0	3				
2024年度	3	0	0	0	3	9			0	3				
2025年度	3	0	0	0	3	9			0	3				
2026年度	3	0	0	0	3	9			0	3				

3館合計	事務職員			運転手	閲覧室計			移動図書館		学校支援			備考
	正規職員	(再任用再掲)	日額	日額	月額	日額		月額	日額	再任用教諭	月額	日額	
2015年度	15	4	1	1	17	22		2	0	0	(4)		①の人数は児童閲覧室と兼務 ①の人数は児童閲覧室と兼務 ①の人数は児童閲覧室と兼務 ①の人数は児童閲覧室と兼務
2016年度	14	2	1	1	15	24		1	1	0	(8)		
2017年度	14	3	1	2	19	25		1	0	0	(5)	(3)	
2018年度	16	4	2	2	19	27		1	1	0	(5)		
2019年度	16	4	1	3	14	26		1	2	0	8		
2020年度	15	2	3	3	10	25		0	1	0	13		
2021年度	14	2	2	3	12	24		1	1	1	10		
2022年度	14	3	2	3	12	23		1	1	1	10		
2023年度	13	2	1	3	12	25		1	1	2	10		
2024年度	13	1	2	3	12	28		1	1	2	10		
2025年度	13	1	4	4	12	27		1	2	2	10		
2026年度	13	1	5	4	11	28		2	2	1	10		

※令和8年3月1日現在
 ※短期間雇用（蔵書点検委員等）を除く
 （単位：人）

49. 有害鳥獣捕獲に係る過去5年間の捕獲実績及び奈良市アライグマ防除計画に基づく過去5年間の捕獲実績
(いずれも令和7年度速報値含む)

観光経済部 農政課

1 有害鳥獣捕獲に係る過去5年間の捕獲実績

(単位:頭)

種別 / 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	150	224	238	362	207
ニホンジカ	137	152	155	166	161
ニホンザル	30	18	6	11	11

* ニホンジカについては都祁地区及び月ヶ瀬地区において捕獲した実績となります。

2 奈良市アライグマ防除計画に基づく過去5年間の捕獲実績

(単位:頭)

種別 / 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
アライグマ	412	522	502	847	604

50. 奈良市の農地の筆数、面積、遊休農地面積、非農地面積の推移 過去5年

農業委員会事務局

	管内農地 筆数	管内農地 面積 (ha)	A. 遊休農地 面積 (ha)	B. 非農地 面積 (ha)	A+B小計 (ha)
R2	78,259	3,864	11.81	36.77	48.59
R3	78,116	3,858	27.28	39.25	66.53
R4	77,551	3,837	21.20	53.98	75.18
R5	77,314	3,826	15.96	6.72	22.68
R6	76,638	3,799	14.32	45.74	60.06

※ 「遊休農地面積」は、利用状況調査において遊休農地の判断をした農地の面積です。

※ 「非農地面積」は、利用状況調査において非農地の判断をした農地の面積です。

51.奈良市に訪れる修学旅行 校数・生徒数(月別)

観光経済部 観光戦略課

月	2022年		2023年		2024年	
	校数 校	宿泊生徒数 人	校数 校	宿泊生徒数 人	校数 校	宿泊生徒数 人
1	1	63	4	774	4	665
2	9	685	4	390	10	913
3	32	3,855	17	2,656	23	2,701
4	24	2,529	36	3,756	39	3,432
5	196	19,340	237	22,840	210	18,561
6	164	14,021	144	11,327	135	9,638
7	26	2,644	8	991	7	621
8	8	961	4	671	0	0
9	141	11,337	139	11,367	137	11,226
10	278	21,460	254	20,596	272	20,065
11	168	12,024	157	13,471	150	10,434
12	28	3,662	28	2,693	31	2,884
計	1,075	92,581	1,032	91,532	1,018	81,141

※宿泊のみを対象に集計しています。

52 奈良ひとまち大学の参加者の年齢分布または20～30歳代の割合・人数がわかるもの（令和6年度）

教育部 地域教育課

令和6年度

年代区分	講座参加人数	割合
20歳代	23人	5.6%
30歳代	50人	12.2%
その他	338人	82.2%
合計	411人	

5 3 放課後子ども教室推進事業で使用される携帯電話の台数と契約形態がわかるもの（令和7年度）

教育部 地域教育課

1 契約台数

43台

2 契約形態

※キャリア：KDDI（法人契約）

機種仕様	機種	Galaxy A25 5G SCG33
	内蔵メモリ	4GB／64GB（RAM／ROM）
プラン		かけ放題・データ7GB
三者通話		有
割り込み通話		有
留守番電話サービス		有
保守		有
故障紛失サービス		有
月々のランニングコスト		1,488円／台（プラン利用料877円／台＋機器代金611円／台） ※月々の割引額を反映

5 4. バンビーホームの支援員数の推移 過去 5 年間

教育部 放課後児童育成課

●過去 5 年間のバンビーホームの支援員数（単位：人）

	令和 3 年 5 月	令和 4 年 5 月	令和 5 年 5 月	令和 6 年 5 月	令和 7 年 5 月
月額支援員	151	144	153	150	154
時間額支援員	409	402	405	427	456
総 数	560	546	558	577	610

55. 現行のスクールバスの台数や便数がわかるもの

教育部 教育総務課

小学校区	ルート	対象校及び対象児童生徒数（＊１）	運行車両の形態	１回の運行あたりの台数	１日あたりの便数 （下校時間により異なる場合がある）
興東小学校区	相和地区	興東小学校 ５人、興東館柳生中学校 ５人	路線バス	１台	登校時１便、下校時３便
	大柳生地区	興東小学校 ８人、興東館柳生中学校 ８人	マイクロバス	１台	登校時１便、下校時３便
柳生小学校区	北野山方面	柳生小学校 ９人、興東館柳生中学校 ８人	路線バス	１台	登校時１便、下校時２便
	水越神社方面	柳生小学校 ２人、興東館柳生中学校 ９人	マイクロバス	１台	登校時１便、下校時３便
田原小学校区	水間方面	田原小学校 ６人、田原中学校 ５人	マイクロバス	１台	登校時１便、下校時３便
都祁小学校区	六郷西ルート	都祁小学校 １６人、都祁中学校 ４人	マイクロバス（＊２）	１台	登校時１便、下校時３便
	六郷東ルート	都祁小学校 １３人、都祁中学校 １２人	マイクロバス（＊２）	１台	登校時１便、下校時３便
	吐山ルート	都祁小学校 ３０人、都祁中学校 １５人	中型バス	１台	登校時１便、下校時３便
	並松北ルート	都祁小学校 ７人	ミニバン	１台	登校時１便、下校時２便
	並松南ルート	都祁小学校 ４１人	中型バス	１台	登校時１便、下校時２便
月ヶ瀬小学校区	月ヶ瀬桃香野方面	月ヶ瀬小学校 １４人、月ヶ瀬中学校 ６人	路線バス	１台	登校時１便、下校時３便
	月ヶ瀬石打方面	月ヶ瀬小学校 １３人	路線バス	１台	登校時１便、下校時２便
帯解小学校区	精華地区	帯解小学校 １５人、都南中学校 ５人	マイクロバス	１台	登校時１便、下校時３便
都跡小学校区	平城宮跡方面	都跡小学校 ５２人	路線バス	１台	登校時１便、下校時２便

＊１：令和７年度当初時点の人数

＊２：下校時の１便目、２便目についてはマイクロバス、３便目については中型バス

56. 近隣他市の給食材料費がわかるもの

教育部 保健給食課

学校給食法では、食材料費は、保護者の負担(=給食費)とされている(学校給食法 第11条第2項)

近畿圏内の中核市14市

市名	令和7年度 1食当たりの学校給食食材料費 (小学校)
八尾市	270円
尼崎市	272円
寝屋川市 ※1,2	275円
大津市	285円
吹田市 ※2	286円
枚方市	288円
東大阪市	290円
奈良市	292円
和歌山市 ※3	299円
高槻市	300円
西宮市	305円
明石市	308円
豊中市 ※2	309円
姫路市	323円

市名	令和7年度 1食当たりの学校給食食材料費 (中学校)
尼崎市	310円
寝屋川市	339円
姫路市	341円
大津市	342円
奈良市	343円
東大阪市	359円
高槻市	360円
八尾市	360円
西宮市	360円
明石市	367円
和歌山市 ※4	370円
豊中市	384円
吹田市	390円
枚方市	461円

※1 食材料費は月額であるため、年額を算出して給食実施回数で割り、小数第一位を四捨五入

※2 低中高学年で食材料費が異なるため中学年の額

※3 デリバリー校と自校炊飯校の食材料費の平均額

※4 自校調理校と調理場校の平均額

奈良県内12市

市名	令和7年度 1食当たりの学校給食食材料費 (小学校)
大和郡山市	270円
宇陀市	289円
橿原市	290円
奈良市	292円
大和高田市	296円
御所市	299円
生駒市	301円
五條市	311円
桜井市	321円
香芝市	327円
天理市	359円
葛城市	373円

市名	令和7年度 1食当たりの学校給食食材料費 (中学校)
大和郡山市	300円
宇陀市	316円
大和高田市	320円
御所市	324円
橿原市	340円
奈良市	343円
桜井市	345円
生駒市	353円
五條市	358円
香芝市	374円
葛城市	405円
天理市	419円

57. 一条高等学校入学者一般選抜等受検者数の推移（附属中学校開校以降）

教育部 一条高等学校事務室

（人）

	募集人員	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
普通科	200	317	286	290	296	299
外国語科	80	114	107	128	—	—
計		431	393	418	296	299

58.サマルカンド交流事業基金積み立て経費における寄附金の各企業名と金額のわかる資料
 (公表を希望しない企業を除く)

観光経済部 観光戦略課

単位:円

	寄附企業名	金額
1	アクアソリューション株式会社	3,000,000
2	株式会社浅沼組	非公表
3	浅野アタカ株式会社	非公表
4	株式会社麻生	非公表
5	株式会社ウォーターテック	非公表
6	株式会社岡田工務店	非公表
7	株式会社奥村組	非公表
8	株式会社JECC	6,000,000
9	株式会社中央設計技術研究所	200,000
10	株式会社ネクスト・アクシス	1,000,000
11	株式会社パソナ	50,000
12	株式会社バルコムモータース	非公表
13	株式会社ホーム	100,000
14	ジェネロ株式会社	100,000
15	シンセイホーム有限会社	非公表
16	税理士法人経営サポートプラスアルファ	非公表
17	日本メンテナンスエンジニアリング株式会社	非公表
18	村本建設株式会社	非公表
19	明治安田生命保険相互会社	1,218,895
20	大和川ポリマー株式会社	2,000,000
	合計	50,204,662

※企業名、寄附金額ともに公表を希望しない企業が1社ある

※合計金額には、非公表企業の寄付金額を含む

温泉法

発令 : 昭和23年7月10日号外法律第125号

最終改正 : 令和4年6月17日号外法律第68号

改正内容 : 令和4年6月17日号外法律第68号[令和7年6月1日]

○温泉法

[昭和二十三年七月十日号外法律第二百二十五号]

[厚生・商工大臣署名]

温泉法をここに公布する。

温泉法

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 温泉の保護等（第三条—第十四条）
- 第三章 温泉の採取に伴う災害の防止（第十四条の二—第十四条の十）
- 第四章 温泉の利用（第十五条—第三十一条）
- 第五章 諮問及び聴聞（第三十二条・第三十三条）
- 第六章 雑則（第三十四条—第三十七条）
- 第七章 罰則（第三十八条—第四十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。

2 この法律で「温泉源」とは、未だ採取されない温泉をいう。

第二章 温泉の保護等

（土地の掘削の許可）

第三条 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を有する者でなければならない。

（許可の基準）

第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

- 一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。
- 二 当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。
- 四 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であるとき。
- 五 申請者が第九条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。
- 六 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

- 2 都道府県知事は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。
- 3 前条第一項の許可には、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

(許可の有効期間等)

第五条 第三条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して二年とする。

- 2 都道府県知事は、第三条第一項の許可に係る掘削の工事が災害その他やむを得ない理由により当該許可の有効期間内に完了しないと見込まれるときは、環境省令で定めるところにより、当該許可を受けた者の申請により、一回に限り、二年を限度としてその有効期間を更新することができる。

(土地の掘削の許可を受けた者である法人の合併及び分割)

第六条 第三条第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合（同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該許可に係る掘削の事業の全部を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

- 2 第四条第一項（第四号から第六号までに係る部分に限る。）及び第二項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第一項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る掘削の事業の全部を承継する法人」と読み替えるものとする。

(土地の掘削の許可を受けた者の相続)

第七条 第三条第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る掘削の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）が当該許可に係る掘削の事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

- 2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第三条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。
- 3 第四条第一項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、第一項の承認について準用する。
- 4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第三条第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

(掘削のための施設等の変更)

第七条の二 第三条第一項の許可を受けた者は、掘削のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削の方法について環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

- 2 第四条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第三項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「可燃性天然ガスによる災害の防止上」と読み替えるものとする。

(工事の完了又は廃止の届出等)

第八条 第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る掘削の工事を完了し、又は廃止したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出があつたときは、第三条第一項の許可は、その効力を失う。
- 3 都道府県知事は、第三条第一項の許可を受けた者が当該許可に係る掘削の工事を完了し、若しくは廃止したとき、又は同項の許可を取り消したときは、当該完了し、若しくは廃止した者又は当該許可を取り消された者に対し、当該完了若しくは廃止又は取消の日から二年間は、その者が掘削を行つたことにより生ずる可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第九条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第三条第一項の許可に係る掘削が第四条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第一項第四号又は第六号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 三 第三条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。
- 四 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第三項（第七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により付された許可の

条件に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合には、第三条第一項の許可を受けた者に対して、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(緊急措置命令等)

第九条の二 都道府県知事は、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止上緊急の必要があると認めるときは、当該掘削を行う者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は掘削を停止すべきことを命ずることができる。

(原状回復命令)

第十条 都道府県知事は、第三条第一項の許可に係る掘削が行われた場合において、当該許可を取り消したとき、又は当該掘削が行われた場所に温泉がゆう出しないときは、その許可を受けた者に対して原状回復を命ずることができる。同項の許可を受けずに温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者に対しても、同様とする。

(増掘又は動力の装置の許可等)

第十一条 温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 第四条、第五条、第九条及び前条の規定は前項の増掘の許可について、第六条から第八条までの規定は同項の増掘の許可を受けた者について、第九条の二の規定は温泉のゆう出路の増掘について準用する。この場合において、第四条第一項第一号から第三号まで、第五条第二項、第六条、第七条第一項、第七条の二第一項、第八条第一項及び第三項並びに第九条第一項第一号中「掘削」とあるのは「増掘」と、第九条の二中「掘削を」とあるのは「増掘を」と、前条中「掘削が行われた場合」とあるのは「増掘が行われた場合」と、「当該掘削」とあるのは「当該増掘」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者」とあるのは「温泉のゆう出路を増掘した者」と読み替えるものとする。

3 第四条（第一項第二号に係る部分を除く。）、第五条、第九条及び前条の規定は第一項の動力の装置の許可について、第六条、第七条並びに第八条第一項及び第二項の規定は第一項の動力の装置の許可を受けた者について準用する。この場合において、第四条第一項第一号及び第三号、第五条第二項、第六条、第七条第一項、第八条第一項並びに第九条第一項第一号中「掘削」とあるのは「動力の装置」と、同号中「から第三号まで」とあるのは「又は第三号」と、前条中「掘削が行われた場合」とあるのは「動力の装置が行われた場合」と、「当該掘削」とあるのは「当該動力の装置」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者」とあるのは「温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置した者」と読み替えるものとする。

(温泉の採取の制限に関する命令)

第十二条 都道府県知事は、温泉源を保護するため必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者に対して、温泉の採取の制限を命ずることができる。

(環境大臣への協議等)

第十三条 都道府県知事は、第三条第一項又は第十一条第一項の規定による処分をする場合において隣接都府県における温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがあるときは、あらかじめ環境大臣に協議しなければならない。

2 環境大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、関係都府県の利害関係者の意見を聴かなければならない。

(他の目的で土地を掘削した者に対する措置命令)

第十四条 都道府県知事は、温泉をゆう出させる目的以外の目的で土地が掘削されたことにより温泉のゆう出量、温度又は成分に著しい影響が及ぶ場合において公益上必要があると認めるときは、その土地を掘削した者に対してその影響を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、法令の規定に基づく他の行政庁の許可又は認可を受けて土地を掘削した者に対して前項の措置を命じようとするときは、あらかじめ当該行政庁と協議しなければならない。

第三章 温泉の採取に伴う災害の防止

(温泉の採取の許可)

第十四条の二 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所ごとに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。ただし、第十四条の五第一項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において採取する場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合は除き、同項の許可をしなければならない。

- 一 当該申請に係る温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。
- 二 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であるとき。
- 三 申請者が第十四条の九第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により前項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。
- 四 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

3 第四条第二項及び第三項の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、同条第三項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「可燃性天然ガスによる災害の防止上」と読み替えるものとする。

（温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併及び分割）

第十四条の三 前条第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合（同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該許可に係る温泉の採取の事業の全部を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

2 第四条第二項及び前条第二項（第二号から第四号までに係る部分に限る。）の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る温泉の採取の事業の全部を承継する法人」と読み替えるものとする。

（温泉の採取の許可を受けた者の相続）

第十四条の四 第十四条の二第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る温泉の採取の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）が当該許可に係る温泉の採取を業として引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第十四条の二第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第四条第二項及び第十四条の二第二項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第十四条の二第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

（可燃性天然ガスの濃度についての確認）

第十四条の五 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が可燃性天然ガスによる災害の防止のための措置を必要としないものとして環境省令で定める基準を超えないことについて、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けることができる。

2 第四条第二項の規定は、前項の確認について準用する。

3 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第一項の確認を取り消さなければならない。

- 一 第一項の確認を受けた者が不正の手段によりその確認を受けたとき。
- 二 第一項の確認に係る温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が同項の環境省令で定める基準を超えるに至つたと認めるとき。

（確認を受けた者の地位の承継）

第十四条の六 前条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の事業の全部を譲渡し、又は同項の確認を受けた者について相続、合併（同項の確認を受けた者である法人と同項の確認を受けた者でない法人の合併であつて、同項の確認を受けた者である法人が存続するものを除く。）若しくは分割（当該確認に係る温泉の採取の事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該確認に係る温泉の採取の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の確認を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により前条第一項の確認を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（温泉の採取のための施設等の変更）

第十四条の七 第十四条の二第一項の許可を受けた者は、温泉の採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は採取の方法について環

境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 第十四条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）並びに同条第三項において準用する第四条第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。

（温泉の採取の事業の廃止の届出等）

第十四条の八 第十四条の二第一項の許可又は第十四条の五第一項の確認を受けた者は、当該許可又は確認に係る温泉の採取の事業を廃止したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第十四条の二第一項の許可又は第十四条の五第一項の確認は、その効力を失う。

3 都道府県知事は、第十四条の二第一項の許可若しくは第十四条の五第一項の確認を受けた者が当該許可若しくは確認に係る温泉の採取の事業を廃止したとき、又は第十四条の二第一項の許可を取り消したときは、当該廃止した者又は当該許可を取り消された者に対し、当該廃止又は取消の日から二年間は、その者が温泉の採取を行つたことにより生ずる可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（許可の取消し等）

第十四条の九 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第十四条の二第一項の許可を取り消すことができる。

一 第十四条の二第一項の許可に係る温泉の採取が同条第二項第一号に該当するに至つたとき。

二 第十四条の二第一項の許可を受けた者が同条第二項第二号又は第四号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第十四条の二第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四 第十四条の二第一項の許可を受けた者が同条第三項において準用する第四条第三項（第十四条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合には、第十四条の二第一項の許可を受けた者に対して、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（緊急措置命令等）

第十四条の十 都道府県知事は、温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止上緊急の必要があると認めるときは、当該採取を行う者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は温泉の採取を停止すべきことを命ずることができる。

第四章 温泉の利用

（温泉の利用の許可）

第十五条 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。

一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十一条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により前項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 都道府県知事は、温泉の成分が衛生上有害であると認めるときは、第一項の許可をしないことができる。

4 第四条第二項及び第三項の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、同条第三項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「公衆衛生上」と読み替えるものとする。

（温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割）

第十六条 前条第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合（同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

2 第四条第二項及び前条第二項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「次の各号のいずれかに該当する者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する

事業の全部を承継する法人が次の各号のいずれかに該当する場合」と読み替えるものとする。

(温泉の利用の許可を受けた者の相続)

第十七条 第十五条第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）が当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

- 2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第十五条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。
- 3 第四条第二項及び第十五条第二項（第三号に係る部分を除く。）の規定は、第一項の承認について準用する。
- 4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第十五条第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

(温泉の成分等の揭示)

第十八条 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を揭示しなければならない。

- 一 温泉の成分
- 二 禁忌症
- 三 入浴又は飲用上の注意
- 四 前三号に掲げるもののほか、入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるもの

- 2 前項の規定による揭示は、次条第一項の登録を受けた者（以下「登録分析機関」という。）の行う温泉成分分析（当該揭示のために行う温泉の成分についての分析及び検査をいう。以下同じ。）の結果に基づいてしなければならない。
- 3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、政令で定める期間ごとに前項の温泉成分分析を受け、その結果についての通知を受けた日から起算して三十日以内に、当該結果に基づき、第一項の規定による揭示の内容を変更しなければならない。
- 4 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、第一項の規定による揭示をし、又はその内容を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その内容を都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 都道府県知事は、第一項の施設において入浴する者又は同項の温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る揭示の内容を変更すべきことを命ずることができる。

(温泉成分分析を行う者の登録)

第十九条 温泉成分分析を行おうとする者は、その温泉成分分析を行う施設（以下「分析施設」という。）について、当該分析施設の所在地の属する都道府県の知事の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 分析施設の名称及び所在地
 - 三 温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能
 - 四 その他環境省令で定める事項
- 3 都道府県知事は、第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を登録分析機関登録簿に登録しなければならない。
 - 一 前項第三号に掲げる事項が、温泉成分分析を適正に実施するに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
 - 二 当該申請をした者が、温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有するものであること。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。
 - 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - 二 第二十五条（第三号に係る部分を除く。）の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
 - 三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 5 都道府県知事は、第一項の登録をしたときはその旨を、当該登録を拒否したときはその旨及びその理由を、遅滞なく、申請者に書面により通知しなければならない。

(変更の届出)

第二十条 登録分析機関は、前条第二項各号に掲げる事項に変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）があつたときは、遅滞なく、

その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第二十一条 登録分析機関は、温泉成分分析の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、当該登録分析機関の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第二十二条 都道府県知事は、前条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第二十五条の規定により登録を取り消したときは、当該登録分析機関の登録を抹消しなければならない。

(登録分析機関登録簿の閲覧)

第二十三条 都道府県知事は、登録分析機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(登録分析機関の標識)

第二十四条 登録分析機関は、環境省令で定めるところにより、その事務所及び分析施設ごとに、公衆の見やすい場所に、環境省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

(登録の取消し)

第二十五条 都道府県知事は、登録分析機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 第十九条第一項及び第二項、第二十条、第二十一条第一項、前条、次条並びに第二十七条の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定に違反したとき。
- 二 第十九条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。
- 三 第十九条第四項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 四 不正の手段により第十九条第一項の登録を受けたとき。

(環境省令への委任)

第二十六条 第十九条から前条までに定めるもののほか、登録の手續、登録分析機関登録簿の様式その他登録分析機関の登録に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(温泉成分分析の求めに応ずる義務)

第二十七条 登録分析機関は、温泉成分分析の求めがあつた場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(報告徴収及び立入検査)

第二十八条 都道府県知事は、温泉成分分析の適正な実施を確保するために必要な限度において、温泉成分分析を行う者に対し、その温泉成分分析に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所若しくは分析施設に立ち入り、温泉成分分析に使用する器具、機械若しくは装置、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(地域の指定)

第二十九条 環境大臣は、温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設（温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設、温泉を工業用に利用する施設その他温泉を利用する施設をいう。以下同じ。）の整備及び環境の改善に必要な地域を指定することができる。

(改善の指示)

第三十条 環境大臣又は都道府県知事は、前条の規定により指定する地域内において、温泉の公共的利用増進のため特に必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、温泉利用施設の管理者に対して、温泉利用施設又はその管理方法の改善に関し必要な指示をすることができる。

(許可の取消し等)

第三十一条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第十五条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 公衆衛生上必要があると認めるとき。
 - 二 第十五条第一項の許可を受けた者が同条第二項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 三 第十五条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。
 - 四 第十五条第一項の許可を受けた者が同条第四項において準用する第四条第三項の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- 2 都道府県知事は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の制限又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第五章 諮問及び聴聞

(審議会その他の合議制の機関への諮問)

第三十二条 都道府県知事は、第三条第一項、第四条第一項（第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第九条（第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項又は第十二条の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(聴聞の特例)

第三十三条 都道府県知事は、第九条第二項（第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十二条、第十四条の九第二項又は第三十一条第二項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第九条（第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十二条、第十四条の九又は第三十一条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第六章 雑則

(報告徴収)

第三十四条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対し、土地の掘削の実施状況、可燃性天然ガスの発生の状況その他必要な事項について報告を求め、又は温泉源から温泉を採取する者若しくは温泉利用施設の管理者に対し、温泉の採取の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分又は利用状況、可燃性天然ガスの発生の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(立入検査)

第三十五条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設に立ち入り、土地の掘削若しくは温泉の採取の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況、可燃性天然ガスの発生の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

2 第二十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(鉱山保安法との関係)

第三十五条の二 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項の鉱山（可燃性天然ガスの掘採が行われるものに限る。次項において「天然ガス鉱山」という。）における温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削又は温泉のゆう出路の増掘についての第四条第一項第二号及び第十一条第二項の規定の適用については、同号中「当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものである」とあるのは「鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第五条の規定に従った鉱山における人に対する危害の防止のため必要な措置が講じられていない」と、同項中「第四条、」とあるのは「第三十五条の二第一項の規定により読み替えて適用する第四条並びに」と、「から第八条まで」とあるのは「、第七条並びに第八条第一項及び第二項」と、「同項」とあるのは「前項」と、「、第九条の二の規定は温泉のゆう出路の増掘について準用する」とあるのは「準用する」と、「第四条第一項第一号から第三号まで」とあるのは「第四条第一項第一号及び第三号」と、「第七条の二第一項、第八条第一項及び第三項」とあるのは「第八条第一項」と、「第九条の二中「掘削を」とあるのは「増掘を」と、前条」とあるのは「前条」とする。

2 天然ガス鉱山においては、第七条の二、第八条第三項及び第九条の二並びに第三章の規定は、適用しない。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第三十六条 第四章、第三十三条第一項（第三十一条第二項の規定による処分に係る部分に限る。）、第三十四条（温泉を湧出させる目的で土地を掘削する者に対する報告の徴収に係る部分を除く。）又は第三十五条第一項（温泉を湧出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所への立入検査に係る部分を除く。）の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（次項において「保健所を設置する市」という。）又は特別区の長が行うこととすることができる。

2 保健所を設置する市又は特別区の長は、前項に規定する事務に係る事項で環境省令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

(経過措置)

第三十七条 この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七章 罰則

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項の規定に違反して、許可を受けずに土地を掘削した者
- 二 第九条の二（第十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第十四条の十の規定による命令に違反した者
- 三 第十一条第一項の規定に違反して、許可を受けずに温泉の湧出路を増掘し、又は動力を装置した者
- 四 第十四条の二第一項の規定に違反して、許可を受けずに温泉の採取を業として行つた者

2 前項の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条の二第一項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、許可を受けずに掘削若しくは増掘のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削若しくは増掘の方法について重要な変更をした者
- 二 第八条第三項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第二項若しくは第十条（これらの規定を第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十二条、第十四条の八第三項、第十四条の九第二項又は第三十一条第二項の規定による命令に違反した者
- 三 不正の手段により第十四条の五第一項の確認を受けた者
- 四 第十四条の七第一項の規定に違反して、許可を受けずに温泉の採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は採取の方法について重要な変更をした者
- 五 第十五条第一項の規定に違反して、許可を受けずに温泉を公共の浴用又は飲用に供した者
- 六 第十九条第一項の規定に違反して、登録を受けずに温泉成分分析を行つた者
- 七 不正の手段により第十九条第一項の登録を受けた者

第四十条 第十八条第五項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第一項（第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十四条の八第一項、第十八条第四項又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十八条第一項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
- 三 第十八条第二項の規定に違反した者（前号の規定に該当する者を除く。）
- 四 第十八条第三項の規定に違反して、温泉成分分析を受けず、又は掲示の内容を変更しなかつた者
- 五 第二十七条の規定に違反した者
- 六 第二十八条第一項又は第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 七 第二十八条第一項又は第三十五条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第十四条の六第二項又は第二十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

附 則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則〔昭和二十四年五月二四日法律第一〇三号〕

この法律は、昭和二十四年五月二十五日から施行する。

附 則〔昭和二十五年三月三十一日法律第三四号〕

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附 則〔昭和四十六年五月三十一日法律第八八号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。〔後略〕

（経過措置）

第四十一条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の〔中略〕温泉法〔中略〕（以下「整理法」という。）の規定により国の機関がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の整理法の相当規定に基づいて、相当の国の

機関がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の整理法の規定により国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、この法律による改正後の整理法の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

附 則〔昭和五八年一二月一〇日法律第八三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 第一条から第三条まで、第二十一条及び第二十三条の規定、第二十四条中麻薬取締法第二十九条の改正規定、第四十一条、第四十七条及び第五十四条から第五十六条までの規定並びに附則第二条、第六条、第十三条及び第二十条の規定 昭和五十九年四月一日
三～七 〔略〕

附 則〔平成三年五月二一日法律第七九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一～四 〔略〕

五 第六条から第二十一条まで、第二十五条及び第三十四条並びに附則第八条から第十三条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

〔平成三年九月政令二八六号により、平成四・四・一から施行〕

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる場合における第四条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成五年一一月一二日法律第八九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日〔平成六年一〇月一日〕から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一〇年五月八日法律第五四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、〔中略〕附則第七条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の引継ぎに関する事項の政令への委任)

第七条 施行日の前日において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で施行日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるものに従事している都の職員の特別区への引継ぎに関して必要な事項は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成十一年七月一六日法律第八七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三条、第六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

二～六 〔略〕

(温泉法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 施行日前に第三十九条の規定による改正前の温泉法（次項において「旧温泉法」という。）第十条第一項の規定による承認を受けた都道府県知事の処分は、第三十九条の規定による改正後の温泉法（次項において「新温泉法」という。）第十条第一項の規定による協議を行った都道府県知事の処分とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧温泉法第十条第一項の規定によりされている承認の申請は、新温泉法第十条第一項の規定によりされた協議の申出とみなす。

(国等の事務)

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

[平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄]

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 [平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄]

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [前略] 第千三百四十四条の規定 公布の日

二 [略]

附 則 [平成十三年六月二七日法律第七二号]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成十四年二月政令二八号により、平成一四・四・一から施行]

(掘削等の許可に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際にこの法律による改正前の温泉法（以下「旧法」という。）第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けている者に係る当該許可については、この法律による改正後の温泉法（以下「新法」という。）第五条（新法第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定は適用せず、旧法第五条（旧法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を

有する。この場合において、新法第二十九条第二項中「第七条」とあるのは、「温泉法の一部を改正する法律（平成十三年法律第七十二号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の第五条（同法による改正前の第八条第二項において準用する場合を含む。）、第七条」とする。

（許可の取消しに関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けている者に対する新法第七条第一項（新法第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しに関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第十二条第一項の許可を受けている者に対する新法第二十七条第一項の規定による許可の取消しに関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

（温泉の成分等の掲示に関する経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に旧法第十三条の規定によりされている掲示については、新法第十四条第二項及び第三項の規定は適用しない。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部改正）

第七条 伊東国際観光温泉文化都市建設法（昭和二十五年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一九年四月二五日法律第三一号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

〔平成一九年七月政令二二七号により、平成一九・一〇・二〇から施行〕

（温泉成分分析に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の温泉法（以下「旧法」という。）第十四条第一項の規定による掲示が、温泉法の一部を改正する法律（平成十三年法律第七十二号）附則第五条の規定の適用を受けて、旧法第十四条第二項の登録分析機関の行う同項の温泉成分分析の結果に基づかないでされていた場合であつて、当該掲示が、同項の登録分析機関の行う同項の温泉成分分析と同等以上の信頼性を有するものとして環境省令で定める温泉の成分についての分析及び検査の結果に基づいてされていた場合においては、当該分析及び検査を同項の登録分析機関の行った同項の温泉成分分析とみなして、この法律による改正後の温泉法（以下「新法」という。）第十八条第二項及び第三項の規定を適用する。

2 新法第十八条第三項の規定は、この法律の施行の際現に温泉を公共の浴用又は飲用に供している者であつて、平成二十一年十二月三十一日までに同項の規定に基づき同条第二項の温泉成分分析を受けなければならないこととなるものについては、同日までは、適用しない。

（政令への委任）

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部改正）

第五条 伊東国際観光温泉文化都市建設法（昭和二十五年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一九年十一月三〇日法律第一二一号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔平成二〇年五月政令一八三号により、平成二〇・一〇・一から施行〕

- 一 附則第七条の規定 公布の日
- 二 附則第六条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

〔平成二〇年五月政令一八三号により、平成二〇・八・一から施行〕

(温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の温泉法（以下「旧法」という。）第三条第一項又は第十一条第一項の規定によりされた土地の掘削又は温泉のゆう出路の増掘の許可の申請であつて、この法律の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の許可を受けて土地を掘削している者又は旧法第十一条第一項の許可を受けて温泉のゆう出路を増掘している者（この法律の施行後に前条の規定に基づきなお従前の例により許可を受けた者を含む。次項において「許可掘削者等」という。）については、この法律による改正後の温泉法（以下「新法」という。）第七条の二（新法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 許可掘削者等に対する新法第九条（新法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第九条第一項第一号中「第四条第一項第一号から第三号まで」とあるのは、「第四条第一項第一号又は第三号」とする。

第四条 この法律の施行前に旧法第三条第一項の許可に係る掘削若しくは旧法第十一条第一項の許可に係る増掘の工事を完了し、若しくは廃止した者又は旧法第三条第一項若しくは第十一条第一項の許可を取り消された者については、新法第八条第三項（新法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

(温泉の採取に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に温泉源からの温泉の採取を業として行っている者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月間（当該期間内に新法第十四条の二第一項の許可の申請について不許可の処分があつたときは、当該処分のあつた日までの間）は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該温泉の採取を業として行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

第六条 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、施行日前においても、新法第十四条の五第一項及び第二項の規定の例により、都道府県知事の確認を受けることができる。この場合において、当該確認を受けた者は、施行日において同条第一項の規定により都道府県知事の確認を受けたものとみなす。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔平成二三年八月三〇日法律第一〇五号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕第百六十六条〔中略〕の規定 公布の日から起算して三月を経過した日
- 二～六 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することと

され又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日
- 二 〔略〕

別表〔第二条〕

- 一 温 度（温泉源から採取されるとき温度とする。）

摂氏二十五度以上

- 二 物 質（左に掲げるもののうち、いずれか一）

物 質 名含有量（一キログラム中）

溶存物質（ガス性のものを除く。）総量一、〇〇〇ミリグラム以上

遊離炭酸（CO₂）二五〇ミリグラム以上

リチウムイオン（Li⁺）一ミリグラム以上

ストロンチウムイオン（Sr⁺⁺）一〇ミリグラム以上

バリウムイオン（Ba⁺⁺）五ミリグラム以上

フェロ又はフェリイオン（Fe⁺⁺、Fe⁺⁺⁺）一〇ミリグラム以上

第一マンガンイオン（Mn⁺⁺）一〇ミリグラム以上

水素イオン（H⁺）一ミリグラム以上

臭素イオン（Br⁻）五ミリグラム以上

沃素イオン（I⁻）一ミリグラム以上

ふ(\\)つ(\\)素イオン（F⁻）二ミリグラム以上

ヒドロひ(\\)酸イオン（HASO₄^{''}）一・三ミリグラム以上

メタ亜ひ(\\)酸（HASO₂）一ミリグラム以上

総硫黄（S）〔HS⁻ + S₂O₃^{''} + H₂Sに対応するもの〕一ミリグラム以上

メタほ(\\)う(\\)酸（HBO₂）五ミリグラム以上

メタけい酸 (H_2SiO_3) 五〇ミリグラム以上

重炭酸ソーダ (NaHCO_3) 三四〇ミリグラム以上

ラドン (Rn) 二〇 (百億分の一キュリー単位) 以上

ラヂウム塩 (Raとして) 一億分の一ミリグラム以上

60.猿沢池周辺既存温泉の掘削許可・利用許可・所有権・利用状況一覧

観光経済部 観光戦略課

■掘削許可（奈良県 薬務・衛生課に確認）

猿沢池から半径500mの範囲内で2件（アパホテル<近鉄奈良駅前>の隣と高畑町） 許可地番を受領
半径1kmまで広げても同じく2件

■利用許可（奈良市 保健衛生課）

上記2件とも掘削段階であり利用許可申請は出していない

■所有権（奈良県 薬務・衛生課に確認）

アパホテル<近鉄奈良駅前>の隣は競売により何度か所有者が変わっており、県も掘削許可申請者に連絡をとってきたが連絡がつかないため、現在の源泉所有者は不明。

市で土地の所有者を登記で確認済。源泉所有者であるかどうかの確認をとることとなる。

■利用状況

利用許可申請がないため、利用状況なし

61.温泉掘削に関する奈良県の許可基準・審査要領

観光経済部 観光戦略課

■明確な許可基準等はない。

掘削申請があった場合は県での年2回の奈良県自然環境保全審議会温泉部会で判断。温泉法の逐条解説を基に掘削許可の判断をしている。

65. 令和7年度の学校部活動の大会等参加実績（スポーツ部、文化部両方）

教育部 学校教育課

（一部提出）

○令和7年度の学校部活動の大会等（市教育委員会主催の大会・音楽会）参加実績

①奈良市中学校総合体育大会参加部活動数（主催：奈良市・奈良市教育委員会）

（運動部）

種目名	軟式 野球	ソフト ボール	ソフト テニス		卓球	バレー ボール		バスケット ボール		バドミントン		柔道		剣道		陸上 競技	サッカー	水泳	硬式テニス	
			男子	女子		男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子				男子	女子
参加部 活動数	17	4	9	12	16	6	12	15	13	8	10	2	2	9	10	8	10	1	3	2

（部）

②奈良市立中学校音楽会参加部活動数（主催：奈良市教育委員会・奈良市音楽教育振興会）

（文化部）

種目	ギター・ マンドリン	吹奏楽
参加部 活動数	4	15

（部）

66. 令和7年度の学校部活動の大会等参加に伴う教職員、部活動指導員等の派遣人数一覧

教育部 学校教育課

(一部提出)

○令和7年度の学校部活動大会等(市・市教育委員会主催等)参加に伴う奈良市教育委員会より派遣した市部活動指導員派遣人数

主催	奈良市	奈良市・奈良市教育委員会 奈良市中学校体育連盟		奈良県中学校体育連盟		奈良県吹奏楽連盟	奈良市教育委員会 奈良市音楽教育 振興会	奈良市音楽教育 振興会	合計派遣 人数
		奈良市中学校 総合体育大会	奈良市中学校 新人大会	奈良県中学校 総合体育大会	奈良県中学校 新人大会	奈良県吹奏楽 コンクール	奈良市立中学校 合同音楽会	奈良市中学校 吹奏楽部 合同演奏会	
派遣人数	28	37	24	38	37	7	6	5	182
延べ派遣 人数	37	58	33	75	49	7	6	5	270

(人)

期間：令和7年4月1日から令和8年2月28日

67.部活動地域移行に係る教員へ部活動指導に関わる意向を確認するために取ったアンケートの内容及びその結果について

教育部 教職員課、学校教育課

(1) アンケート名

部活動の地域展開に係る教員アンケート

(2) 趣旨

市では令和8年度から部活動を新体制に移行する方針のもと、全庁的にその実現に向けて指導者の確保を進めており、国では部活動の地域展開について教員が希望した場合に指導に関わることができるような制度設計を行っていることから、市立中学校に勤務している教員の指導に関する希望状況を把握するため。

(3) 対象者

市立中学校教員(教諭及び常勤講師)

※ アンケート実施時点で、令和8年度の一年間をとおして休日または平日の指導を希望する教員のみ任意で回答。指導を希望しない場合は回答不要。

(4) 回答期間

令和8年1月15日(木)～令和8年1月20日(火)

(5) 回答方法

奈良市 ICT 活用支援ポータルサイトトップページに掲載したバナーのリンク先(アンケート依頼文)から、Google フォームにて回答

(6) 設問

① 氏名

② 現在の勤務先(中学校名)

③ 指導を希望するスポーツまたは文化芸術活動は何ですか。(陸上、吹奏楽、演劇等、具体的に記入してください)(自由記述)

④ 休日の指導(兼職兼業)を希望しますか。(はい・いいえ)

⑤ 休日の指導(兼職兼業)について、現任校と異なる奈良市立中学校でも指導したい場合、どこの奈良市立学校を希望しますか。希望しない場合、回答は不要です。(自由記述)

⑥ 業務に支障がなければ、平日の指導(勤務時間内)を希望しますか。(はい・いいえ)

(7) 結果(概要)

回答者数:131人

(うち、休日・平日ともに指導を希望しないが、アンケートに回答していた人 20人)

③ について

	人数
スポーツの指導を希望	89
文化芸術活動の指導を希望	29
どの指導も希望しない	15

※スポーツ、文化芸術活動を併記している場合、双方で計上。

④ について

	人数
はい(休日の指導を希望する)	92
いいえ(休日の指導を希望しない)	39

⑤ について(概要)

	人数
現任教以外での指導も希望する	17
現任教以外での指導を希望しない	114

⑥ について

	人数
はい(平日の指導を希望する)	98
いいえ(平日の指導を希望しない)	33

<参考:④と⑥のクロス集計>

	休日の指導を希望する	休日の指導を希望しない	計
平日の指導を希望する	79	19	98
平日の指導を希望しない	13	20	33
計	92	39	131

休日及び平日の指導を希望する教員
 休日のみ指導を希望する教員
 平日のみ指導を希望する教員

} 合計 111人